

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る
整備工事

実施方針（案）

令和2年10月

横浜市水道局

目次

用語の定義	1
第1 本工事の概要	2
1 本工事の目的	2
2 工事内容に関する事項.....	2
第2 入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項.....	7
1 入札参加者の募集及び落札者の決定方法.....	7
2 落札者決定のスケジュール.....	8
3 説明会等の応募手続等.....	9
4 入札参加者の備えるべき参加資格条件.....	12
5 審査及び評定に関する事項.....	18
6 技術資料の取扱い.....	18
第3 請負人の責任の明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
1 基本的な考え方.....	18
2 予想されるリスクと責任分担.....	19
3 支払に関する事項等.....	19
4 本工事における履行状況の監督.....	19
5 請負人の責任の履行に関する事項.....	19
第4 施設の立地及び規模並びに配置に関する事項.....	19
1 施設の立地条件.....	19
2 本施設の概要	20
3 工事範囲	21
4 基本計画策定に用いた検討条件.....	21
5 工事対象施設の詳細.....	22
第5 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	23
第6 工事の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	23
第7 交付金の支援を得るための協力.....	23
第8 その他の事項	23
1 予定価格	23
2 情報公開及び情報提供.....	23
3 入札に伴う費用負担.....	23
4 実施方針（案）の問合せ.....	23

- 別紙1 西谷浄水場平面図
- 別紙2 敷地面積及び工事範囲
- 別紙3 工事対象施設
- 別紙4 リスク分担表
- 別紙5 実施方針（案）公表時閲覧資料一覧
- 別紙6-1 原水水質の検査結果等
- 別紙6-2 水質管理値及び水質管理目標値
- 別紙6-3 施設配置図（参考）
- 別紙6-4 浄水処理施設の系統（参考）
- 別紙6-5 薬品の種類及び注入点等（参考）
- 別紙6-6 水質計器の設置位置及び採水点（参考）
- 別紙6-7 工業計器の設置位置（参考）
- 別紙6-8 水位高低差（参考）
- 別紙6-9 公共用水域への排水基準（参考）
- 別紙6-10 水収支フロー図（参考）

- 様式1 実施方針（案）に関する説明会及び現場見学会参加申込書
- 様式2 資料閲覧申込書
- 様式3 閲覧資料借受申込書
- 様式4 守秘義務の遵守に関する誓約書
- 様式5 第1回質問書
- 様式6 第1回意見書

用語の定義

- ・ 本工事 : 西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事をいう。
- ・ 本施設 : 神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地所在の西谷浄水場における浄水処理施設をいう。
- ・ 水道局 : 横浜市水道局をいう。
- ・ 入札参加者 : 本工事の入札に参加しようとする単体企業又は特定建設共同企業体をいう。
- ・ 入札者 : 入札参加者のうち、入札参加資格を満たす者をいう。
- ・ 落札者 : 入札者のうち、水道局と本工事の請負契約を締結する予定者として水道局が決定した者をいう。
- ・ 請負人 : 水道局と工事請負契約を締結し、本工事を実施する者をいう。
- ・ 技術提案 : 工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る設計段階からの提案をいう。
- ・ 技術提案等 : 入札者が提出した技術提案及び設計を含む施工計画並びに入札者の設計・施工能力及び社会性・信頼性をいう。
- ・ 技術資料 : 技術提案等に関する資料をいう。
- ・ 設計 : 工事目的物の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- ・ 施工 : 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- ・ 工事目的物 : 工事の目的物たる構造物をいう。
- ・ 設計成果物 : 請負人が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。

第1 本工事の概要

1 本工事の目的

西谷浄水場再整備事業は、「1水源1浄水場」「自然流下系の優先」の方針に基づき、①耐震性が不足しているろ過池と排水池の整備、②水源水質の悪化にも対応できる粒状活性炭処理の導入、③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための処理能力の増強を主な事業内容としている。

このうち、本工事は、浄水処理施設における①ろ過池の耐震化、②粒状活性炭処理の導入、③浄水処理能力の増強を設計と施工を一括して発注するDB方式により実施するものである。

なお、工事目的物の完成後の運転・維持管理は、水道局が行う。

2 工事内容に関する事項

(1) 工事名

西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事

(2) 公共施設等の管理者の名称

横浜市水道事業管理者 水道局長 大久保 智子

(3) 工事場所

神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地ほか

(4) 工事に関係する主な法令等

請負人は、本工事を実施するに当たっては、必要とされる関係法令等を遵守し、最新のものを用いる。

本工事に影響を及ぼす（請負人に対して一般に適用されるものは除く。）法令等が制定、改正又は廃止された場合は、請負人の対応とするが、費用については別途、水道局が負担する。

なお、本工事に関して特に留意すべき主な法令等は、次のとおりである。

ア 法令等

(ア) 水道法（昭和32年法律第177号）

(イ) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）

(ウ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）

(エ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）

(オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）

(カ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

(キ) 消防法（昭和23年法律第186号）

- (ク) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (ケ) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (コ) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (カ) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (シ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (ス) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (セ) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (ソ) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (タ) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (チ) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (ツ) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (テ) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (ト) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (ナ) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (ニ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (ヌ) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- (ネ) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (ノ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (ハ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (ヒ) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (フ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (ヘ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- (ホ) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- (マ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (ミ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- (ム) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- (メ) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- (モ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- (ヤ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ユ) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- (ヨ) 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- (リ) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- (ロ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律 91 号）

- (ル) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (レ) その他本工事に関連する法令等

イ 横浜市の条例等

- (ア) 横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月条例第 20 号）
- (イ) 横浜市駐車場条例（昭和 38 年 10 月条例第 33 号）
- (ウ) 緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月条例第 47 号）
- (エ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 58 号）
- (オ) 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成 5 年 6 月条例第 35 号）
- (カ) 横浜市火災予防条例（昭和 48 年 12 月条例第 70 号）
- (キ) 横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月条例第 90 号）
- (ク) 横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン
- (ケ) 横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月条例第 53 号）
- (コ) その他本工事に関連する条例等

ウ 要綱、指針等

本工事で適用する要綱・指針等は次のとおりであり、設計及び施工の各段階において該当する最新版を適用する。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他本工事に関係する要綱・指針等があればそれを適用する。また、用語の定義や仕様書等に定めのないものは水道局の確認を要する。

- (ア) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (イ) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (ウ) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (エ) 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- (オ) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- (カ) 横浜市地域冷暖房推進指針
- (キ) 建築工事監理指針（国土交通省）
- (ク) 機械設備工事監理指針（国土交通省）
- (ケ) 電気設備工事監理指針（国土交通省）
- (コ) 建築改修工事監理指針（国土交通省）
- (サ) 横浜市建築構造設計指針
- (シ) 建築工事安全施工技術指針（国土交通省）
- (ス) 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針
- (セ) 横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針
- (ソ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (タ) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- (チ) 建築物の解体工事に係る指導要綱（横浜市）

- (ツ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
- (テ) 横浜市建築基準法取扱基準集
- (ト) 建築設計基準（国土交通省）
- (チ) 建築設計基準の資料（国土交通省）
- (ニ) 建築構造設計基準（国土交通省）
- (ヌ) 建築構造設計基準の資料（国土交通省）
- (ネ) 建築設備計画基準（国土交通省）
- (ノ) 建築設備設計基準（国土交通省）
- (ハ) 施設整備・管理基本計画（横浜市水道局）
- (ヒ) その他本工事に関連する要綱・指針等

エ 仕様書等

- (ア) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- (イ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- (エ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
- (オ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- (カ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- (キ) 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省）
- (ク) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- (ケ) 建築工事標準詳細図（国土交通省）
- (コ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省）
- (サ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省）
- (シ) 横浜市建築局建築工事特則仕様書
- (ス) 横浜市建築局機械設備工事特則仕様書
- (セ) 横浜市建築局電気設備工事特則仕様書
- (ソ) 横浜市建築局機械設備工事施工マニュアル
- (タ) 横浜市建築局電気設備工事施工マニュアル
- (チ) 横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書
- (ツ) 横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書
- (テ) 横浜市水道局電気工作物保安規程
- (ト) 横浜市土木工事共通仕様書
- (チ) 横浜市水道局水道工事標準仕様書
- (ニ) 横浜市水道局水道工事施工要領
- (ヌ) 横浜市水道局設計標準図
- (ネ) 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）
- (ノ) 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）

- (ハ) 横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（保守点検編）
- (ヒ) 横浜市水道局土木設計業務共通仕様書
- (フ) 本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領（横浜市）
- (ホ) その他本工事に関連する仕様書等

(5) 本工事の対象範囲

本工事において、請負人が行う対象範囲は次のとおりとする。
詳細は、別途、要求水準書（案）において示す。

ア 設計

- (ア) 事前・事後調査
- (イ) 基本設計
- (ウ) 詳細設計

イ 施工（建築工事監理業務を含む。）

(6) 工事形態

ア 発注方式

本工事は、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

イ 契約の形態

水道局は、本工事の設計及び施工に関する工事請負契約を落札者と締結する。

ウ 工事期間

令和4年2月から令和23年3月29日まで

なお、工事期間中に備える浄水処理能力は、次号の表「現時点における本工事の関連事業等スケジュール」に示すとおりである。

(7) 西谷浄水場再整備事業及び関連工事

本工事は、水道局が実施する次の事業等において、表「現時点における本工事の関連事業等スケジュール」に示すとおり関連する。

ア 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

イ 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事

表 現時点における本工事の関連事業等スケジュール

	令和2～8年度	令和9～14年度	令和15～22年度	令和23年度～
排水処理施設※ ¹ (DBO方式)	排水処理施設再整備 (設計・工事期間)	令和10年度末		
	浄水 270,000m ³ /日(原水) 工水 86,000m ³ /日(原水)	浄水 394,000m ³ /日(原水ベース) 工水 86,000m ³ /日(原水ベース)		
浄水処理施設 (DB方式)	270,000 m ³ /日	135,000 m ³ /日	270,000m ³ /日 (原水ベース)	394,000m ³ /日 (原水ベース)
	令和5～8年度は半量処理		試運転・切替	
	浄水処理施設整備 (着水井・沈でん池・ろ過池整備)			浄水処理施設整備 (粒炭施設整備)
	粉末活性炭			粒状活性炭
導水管※ ² (DB方式)	導水管整備 (第I工区)	導水管整備 (第II工区)		
	導水能力 270,000m ³ /日	導水能力 394,000m ³ /日		

※1 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）をいう。スケジュールについては、技術提案等により早まる可能性がある。

※2 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事をいう。スケジュールについては、技術提案等により早まる可能性がある。

第2 入札参加者の募集及び落札者の決定に関する事項

1 入札参加者の募集及び落札者の決定方法

(1) 請負人に求める役割

本工事は、住宅街に囲まれており、新たな用地の取得が困難であるため、次の特殊性がある。したがって、本工事では、請負人の幅広い技術やノウハウを活用した効率的かつ効果的な工事の実施を求めるものである。

ア 限られた敷地の中で、既施設を稼働させながら、安定給水を確保しつつ処理能力を増強するため、施工難易度が高い。

イ ろ過池などの各施設において、新・旧の運転切替を考慮した工事を行うため、土木、設備、建築などの工種間の調整や工程管理が複雑である。

ウ 上記ア及びイにより工事期間は試運転や運転切替を含め長期である。

(2) 落札者決定方法

本工事における落札者の決定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案等及び入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法（昭和22年政令第

16号) 施行令第167条の10の2)により行うものとする。また、本工事はWTO政府調達協定(平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書)の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

なお、本工事の入札手続は、次項の落札者決定のスケジュール(案)のとおり、予定している。詳細は、調達公告時に入札説明書等で示す。

(3) 技術提案等の審査及び評価方法

水道局は、本工事の入札者から、本工事の具体的な実施方法等についての技術提案等を受け、別途示す要求水準を満足していることの確認として、基礎審査を行う。基礎審査後に入札者の技術提案等及び価格を総合的に評価した上で、落札者を決定する。

なお、技術提案等の審査及び評価は、書面での提出を受けるほか、プレゼンテーション・ヒアリングを通じて行う。

(4) 落札者決定基準の主な着眼点

- ア 水道システム(浄水処理)一連の安定性、機能性、効率性、維持管理性等
- イ 住宅街に囲まれ、限られた敷地の中で既設施設を稼働させながら、安定給水を確保しつつ処理能力を増強する施工方法
- ウ 新・旧施設の運転切替計画の実現性
- エ 工期短縮に関する提案
- オ 市内経済への貢献

2 落札者決定のスケジュール

落札者決定のスケジュールは、次のとおり予定している。

落札者決定のスケジュール（案）

内容	年月
実施方針（案）の公表	令和 2 年 10 月
実施方針（案）に関する説明会及び現場見学会	令和 2 年 10 月
資料閲覧	令和 2 年 11 月
第 1 回質問及び意見の受付	令和 2 年 11 月
第 1 回質問に対する回答の公表	令和 2 年 12 月
要求水準書（案）の公表	令和 3 年 2 月
第 2 回質問及び意見の受付	令和 3 年 2 月
第 2 回質問に対する回答の公表	令和 3 年 4 月
調達公告及び入札説明書等の公表	令和 3 年 7 月
入札説明書等に関する質問の受付	令和 3 年 7 月
入札説明書等に関する質問への回答の公表	令和 3 年 9 月
入札参加資格確認申請書類の受付	令和 3 年 9 月
入札参加資格確認通知の送付	令和 3 年 10 月
入札（入札書及び技術資料の受付）	令和 3 年 11 月
技術資料のプレゼンテーション・ヒアリング	令和 3 年 12 月
落札者決定及び評価結果公表	令和 4 年 2 月
工事請負契約締結	令和 4 年 2 月

3 説明会等の応募手続等

(1) 実施方針（案）に関する説明会及び現場見学会

本工事の実施方針（案）に関する説明会及び現場見学会は、次のとおり開催する。

ア 開催日（予定）

令和 2 年 10 月 23 日（金）から令和 2 年 10 月 30 日（金）までのうち、半日程度を予定している。（平日午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 4 時まで）

イ 開催場所

横浜市水道局西谷浄水場

ウ 参加人数

参加人数は、各社 3 名以内とする。

エ 申込期間

令和 2 年 10 月 2 日（金）から令和 2 年 10 月 9 日（金）まで
（平日午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時まで）

オ 申込方法

参加希望者は、「実施方針（案）に関する説明会及び現場見学会参加申込書（様式 1）」を電子メールにて提出後、確認の電話を申込期間中の平日午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に行うものとする。

カ 申込先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室再整備推進課

(電話番号) 045-671-3057

(電子メール) su-saiseibi@city.yokohama.jp

キ 注意事項

- (ア) 開催日時は、水道局が希望者に別途連絡する。
- (イ) 申込みが多数の場合は、複数社同時の見学や1社当たりの参加者数等を調整し、別途連絡する。
- (ウ) 参加者は、同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で参加状況の確認を行う。
- (エ) 説明会及び現場見学会では、実施方針（案）等を配布しないため、各自持参するものとする。
- (オ) 説明会及び現場見学会では、本工事に関する質問及び意見は一切受け付けない。
- (カ) 参加者は公共交通機関を利用し、開催場所に集合するものとする。

(2) 資料閲覧

本工事の実施方針（案）の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

ア 開催日（予定）

令和2年11月2日（月）から令和2年11月20日（金）までのうち、半日程度を予定している。（平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時まで）

イ 開催場所

横浜市水道局西谷浄水場

ウ 参加人数

参加人数は、各社3名以内とする。

エ 閲覧資料

別紙5のとおりとする。

オ 申込期間

令和2年10月2日（金）から令和2年10月9日（金）まで
（平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで）

カ 申込方法

(ア) 紙資料の閲覧を希望する場合

希望者は、「資料閲覧申込書（様式2）」を水道局が指定する申込先に電子メールで提出後、確認の電話を申込期間中の平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に行うものとする。

なお、電子データの借受も希望する場合は、「閲覧資料借受申込書（様式3）」を「資料閲覧申込書（様式2）」と同時に電子メールで提出すること。

資料閲覧当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書（様式4）」と電子メールで提出した様式の原本を提出すること。

(イ) 電子データの借受のみを希望する場合

希望者は、「閲覧資料借受申込書（様式3）」を水道局が指定する申込先に電子メールで提出後、確認の電話を申込期間中の平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に行うものとする。

なお、「守秘義務の遵守に関する誓約書（様式4）」及び「閲覧資料借受申込書（様式3）」の原本は、郵送により提出すること。

キ 申込先

第2の3(1)カに示すとおりとする。

ク 注意事項

(ア) 開催日時は、水道局が希望者に別途連絡する。

(イ) 資料の閲覧時において、閲覧資料、その他資料及び本工事に関する質問及び意見は一切受け付けない。

(ウ) 紙資料は、水道局が指定する場所でのみ閲覧可能とし、その際に水道局職員が立会いを行う。

(エ) 開催場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とする。
なお、複写機による紙資料の複写は禁止とする。

(3) 第1回質問及び意見の受付

第1回質問及び意見の受付は、次のとおり行う。

ア 受付期間

令和2年11月2日（月）から令和2年11月13日（金）まで
（平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで）

イ 送付方法

質問をする者は、「第1回質問書（様式5）」を水道局が指定する送付先に電子メールで提出後、確認の電話を受付期間中の平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に行うものとする。

意見をする者は、「第1回意見書（様式6）」を水道局が指定する送付先に電子メールで提出後、確認の電話を受付期間中の平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に行うものとする。

なお、「第1回質問書（様式5）」及び「第1回意見書（様式6）」の原本は、郵送により提出すること。

ウ 送付先

第2の3(1)カに示すとおりとする。

(4) 第1回質問に対する回答の公表

「第1回質問書（様式5）」に対する回答は、令和2年12月に横浜市のホームページで公表する。

なお、回答の際、「第1回質問書（様式5）」の提出者名は公表しない。

(5) 第1回意見書について

「第1回意見書（様式6）」に記載された意見の公表及び回答は行わない。

(6) 第1回質問に対する回答の公表以降の実施内容

第1回質問に対する回答の公表以降の実施内容については、別途、横浜市のホームページで公表する。

4 入札参加者の備えるべき参加資格条件

入札参加資格条件は、次に掲げる資格条件を全て満たした異なる工種の施工及び設計を分担する事業者により結成された分担型（乙型）特定建設共同企業体（以下「乙型特定建設共同企業体」という。）又は単体企業とすることを予定している。

なお、乙型特定建設共同企業体を結成するに当たり、工種毎にあらかじめ共同施工型（甲型）特定建設共同企業体（以下「甲型特定建設共同企業体」という。）を組成することも妨げない。

(1) 乙型特定建設共同企業体の場合

ア 乙型特定建設共同企業体の資格条件

(ア) 構成員の数は任意とし、構成員1者で複数の工種の施工及び設計を兼ねることも可とする。

(イ) 乙型特定建設共同企業体の中に、設計のみを担う者を含むことができる。また、建築設計（監理含む）を除く設計については、他の者に委託することができる。

(ウ) 構成員の中から代表構成員を1者選定すること。構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員及び甲型特定建設共同企業体の構成員を含む。）は、本工事に係る入札において、同時に2以上の乙型特定建設共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

(エ) 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている乙型特定建設共同企業体の他の構成員になることができない。

(オ) 工種毎に甲型特定建設共同企業体を結成する場合の構成員数は任意とするが、代表構成員の出資比率は最大でなければならない。

(カ) 代表構成員は、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続を行うこと。

- (キ) 乙型特定建設共同企業体は、入札参加資格確認申請書類の提出時に代表構成員及び構成員の企業名並びに同号ウ及びエに示す担当工種又は設計を明らかにすること。
- (ク) 入札参加資格確認申請書類の提出後、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると水道局が認めた場合はこの限りでない。

イ 乙型特定建設共同企業体の構成員の資格条件

- (ア) 横浜市水道局契約規程（平成 20 年 3 月水道局規程第 7 号）第 2 条の規定において準用する横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (イ) 令和 3・4 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）において、担当の工種又は種目に登録を認められている者であること。
なお、横浜市の入札参加資格を有しない企業等が構成員として入札参加を希望する場合には、「工事関係」又は「設計・測量等関係」の特定調達契約に係る入札参加資格申請に基づく申請を行うこと。
- (ウ) 本工事の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から落札候補（予定）者通知書の送付日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (エ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (オ) 本工事に係る（仮称）西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に伴う DB 方式発注補助業務委託の受託者及びこれらの者と資本面（※ 1）及び人事面（※ 2）において関連のある者でないこと。
なお、本工事に係る（仮称）西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に伴う DB 方式発注補助業務委託に関与した者は、株式会社 東京設計事務所である。
（※ 1）会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。）第 309 条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者。
（※ 2）当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている者でないこと。
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でない

こと。

ウ 施工を担う者の資格条件

(ア) 乙型特定建設共同企業体は、有資格者名簿（工事関係）において、「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録を認められている者の組合せであること。各構成員は、担当する工種に係る上記の登録を認められている者であること。

(イ) 乙型特定建設共同企業体は、建設業法第3条に定める「水道施設工事業」、「電気工事業」、「建築工事業」及び「管工事業」のうち、担当する工種に係る特定建設業許可を有する者の組合せであること。工種に係る特定建設業許可は、次の表のとおりとする。

表 本工事における工種と建設業許可

有資格者名簿上の工種	土木	機械器具設置	電気	建築	上水道	管
特定建設業許可（業種）	水道施設工事業	水道施設工事業	電気工事業	建築工事業	水道施設工事業	管工事業

(ウ) 乙型特定建設共同企業体は、構成員ごとに、担当工種の建設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任で配置できる者の組合せであること。

複数の工種を構成員1者が担当する場合は、工種ごとに監理技術者等を施工現場に専任で配置できること。ただし、代表構成員以外の構成員は、下請金額に応じて、国家資格を有する主任技術者を配置できれば可とする。

配置する監理技術者等は、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

なお、監理技術者等は、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

(エ) 乙型特定建設共同企業体の代表構成員は上記(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たす者であること。

- a 有資格者名簿において、「土木」又は「機械器具設置」の登録を認められている者であり、当該工種の施工を担当すること。
- b 水道施設工事業に係る特定建設業許可を有すること。

- c 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下「経審」という。）における「水道施設工事業」の総合評定値が、1,250 点から 1,350 点までの範囲内で設定する値を上回ること。
- d 平成 18 年 4 月 1 日以降に完成した、一日当たり 10,000 立方メートル以上の処理能力を有する浄水処理施設における、次の(a)又は(b)のいずれかの工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員のものに限る。
 - (a) 土木工事を担当する場合
沈でん池、粒状活性炭接触池又はろ過池の築造工事
 - (b) 機械器具設置工事を担当する場合
沈でん池、粒状活性炭接触池、ろ過池又はポンプ井における機械設備の新設、増設又は更新工事
- (カ) 乙型特定建設共同企業体の構成員は同号ウ(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たす者であること。
 - a 担当工種の建設工事に係る経審の総合評定値が、900 点から 1,250 点までの範囲内で設定する値を上回ること。
 - b 平成 18 年 4 月 1 日から本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設（以下、単に「水道施設」という。）又は水道施設が所在する敷地内における工事の元請としての施工実績を有すること。
なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が 10 分の 2 以上のものに限る。
- エ 乙型特定建設共同企業体が本工事における設計を自ら行う場合は、次の資格条件を全て満たす者であること。
 - (ア) 有資格者名簿（設計・測量等関係）において、「建築設計（監理含む）」、「設備設計」及び「土木設計」のうち担当する設計に係る種目の登録を認められていること。
 - (イ) 建築設計（監理含む）を担う者は、次に掲げる資格条件を全て満たす者であること。なお、施工監理に求める資格条件も同様とする。
 - a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしていること。
 - b 平成 18 年 4 月 1 日以降に完成した、一日当たり 10,000 立方メートル以上の処理能力を有する浄水処理施設に係る設計実績を有すること。
 - c 次に掲げるいずれかの資格を有する者を、管理技術者として配置できること。
 - (a) 一級建築士

- (b) 技術士法（昭和 56 年法律第 25 号）に基づく技術士（以下、単に「技術士」という。）【上下水道部門「上水道及び工業用水道」】
- (ウ) 上記(イ)に掲げる資格のうち、管理技術者として配置する者が有しない資格を有する者を、担当技術者として配置できること。ただし、管理技術者が上記(イ)に掲げる全ての資格を有する場合は、担当技術者は不要とする。
- (エ) 設備設計を担う者は、次に掲げる資格条件を全て満たす者であること。
 - a 平成 18 年 4 月 1 日以降に完成した、一日当たり 10,000 立方メートル以上の処理能力を有する浄水処理施設に係る設計実績を有すること。
 - b 技術士【上下水道部門「上水道及び工業用水道」】の資格を有する者を、管理技術者として配置できること。
- (オ) 土木設計を担う者は、次に掲げる資格条件を全て満たす者であること。
 - a 平成 18 年 4 月 1 日以降に完成した、一日当たり 10,000 立方メートル以上の処理能力を有する浄水処理施設に係る設計実績を有すること。
 - b 技術士【上下水道部門「上水道及び工業用水道」】の資格を有する者を、管理技術者として配置できること。
- オ 乙型特定建設共同企業体が本工事における設計を一部自ら行わない場合は、次の資格条件を全て満たす設計受託者にその設計を委託することができる。
 - (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
 - (イ) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
 - (エ) 入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。
 - (オ) 同号イ(エ)から(キ)までに定める資格条件を全て満たす者であること。
 - (カ) 同号エ(エ)及び(オ)に掲げる資格条件のうち、担当種目に係る入札参加資格を全て満たす者であること。
- (2) 単体企業の場合
 - ア 第 2 の 4 (1) イに掲げる条件を全て満たす者であること。
 - イ 有資格者名簿（工事関係）において、「土木」、「機械器具設置」、「電気」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての工種の登録を認められている者であること。
 - ウ 建設業法第 3 条に定める「水道施設工事業」、「電気工事業」、「建築工事業」及び「管工事業」の全ての特定建設業許可を有する者であること。

エ 上記ウで定める全ての建設工事業に係る監理技術者等を工種毎に施工現場に専任で配置できること。当該監理技術者等は、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

なお、監理技術者等は、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

オ 経審における「水道施設工事業」の総合評定値が、1,250点から1,350点までの範囲内で設定する値を上回ること。

カ 平成18年4月1日以降に完成した、一日当たり10,000立方メートル以上の処理能力を有する浄水処理施設における、次の工事のいずれかの元請としての施工実績を有すること。当該施工実績が共同企業体としての実績の場合は、代表構成員としてのものに限る。

(ア) 沈でん池、粒状活性炭接触池又はろ過池の築造工事

(イ) 沈でん池、粒状活性炭接触池、ろ過池又はポンプ井における機械設備の新設、増設又は更新工事

キ 本工事における設計を自ら行う場合は、第2の4(1)エ(ア)から(オ)までを全て満たす者であること。

ク 本工事における設計を自ら行わない場合は、第2の4(1)オ(ア)から(カ)までを全て満たす者にその設計を委託することができる。ただし、建築設計（監理含む）については、委託することができない。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に入札参加者が上記資格条件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

イ 有資格者名簿（工事関係又は設計・測量等関係）に登録されていない場合又は同名簿に登録されているが、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」及び「管」並びに「建築設計（監理含む）」、「設備設計」及び「土木設計」のうち担当する工種又は種目のいずれかに登録が認められていない場合は、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書（横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から工事又は設計・測量等の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの。）及

び添付書類により確認する。

なお、上記登録については、令和3年4月1日以降の受付を予定している。詳細については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を確認すること。

5 審査及び評定に関する事項

(1) 評価委員会

水道局は、技術提案等の審査及び評定に際して、水道局職員で構成する「横浜市水道局西谷浄水場再整備事業等総合評価落札方式技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

評価委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、落札者決定基準に基づいて、入札者の技術提案等の審査及び評定を行う。

(2) 落札者の決定

水道局は、評価委員会の審査及び評定並びに入札価格を基に、落札者を決定する。

(3) 評価結果の公表

水道局は、評価委員会における審査及び評定の結果を取りまとめて、横浜市のホームページで公表する。

6 技術資料の取扱い

(1) 著作権

入札者から提出された技術資料の著作権は、入札者に帰属する。ただし、水道局は、技術提案等の評価及び選考過程において必要と認める場合は、入札者の確認を得ずに技術資料を無償で複製及び使用できるものとする。

また、情報公開、情報提供及び水道局が必要と認める場合、入札者へ確認の上、技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札者が負う。

第3 請負人の責任の明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本工事は、施設的设计及び施工の請負契約を締結するものであり、設計及び施工の責

任は、原則として請負人が負うものとする。ただし、水道局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、請負人と協議の上、水道局が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本工事における予想されるリスク及び水道局と請負人の責任分担は、別紙4に示す。

3 支払に関する事項等

請負人が行った本工事の設計及び施工に対して水道局は、対価の支払を行う。また、請負人の提案に基づき、水道局と協議の上、施設ごとの費用、部分引渡しの範囲及び支払年度等を決定する。水道局は、協議で決定した内容に基づき、実際の進捗状況に応じて出来形部分検査又は完成検査を行い、出来形部分又は引渡し施設の対価を支払う。

なお、詳細は、別途、工事請負契約約款（設計・施工一括）等で示す。

4 本工事における履行状況の監督

水道局は、工事請負契約約款（設計・施工一括）に定めるとおり、監督員を配置し、本工事における適正な履行状況の監督を行う。

5 請負人の責任の履行に関する事項

(1) 要求水準と契約不適合

ア 水道局は、設計成果物及び工事目的物が調達公告時に示す要求水準書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負人に対して修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

イ 水道局は、上記アの契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 技術提案等が達成されなかったときの対応

ア 請負人の責に帰すべき事由により技術提案等が達成されなかったときは、請負人は水道局の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

イ 上記アの場合、請負人が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

第4 施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

1 施設の立地条件

令和2年10月時点の本施設における立地条件は次のとおりである。

施設の立地条件

所在	横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地ほか
都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等	都市計画区域内（市街化区域）
防火地域	準防火地域
その他の区域、地域、地区又は街区	第5種高度地区、建築基準法第22条による区域、宅地造成工事規制区域、横浜市駐車場条例による周辺地区又は自動車ふくそう地区
敷地面積	117,389.21m ² ※1
用途地域等	準工業地域（一部第1種低層住居専用地域）
建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率	200%（一部100%）
建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率	60%（一部50%）
日影規制	高さが10mを超える建築物/4.0m/5時間/3時間 （一部軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間） ※他の用途地域に日影が生じる場合は、その用途地域に応じた規制値に準ずる。

※1 敷地面積の詳細は別紙2に示す。

2 本施設の概要

令和2年10月時点の本施設における施設状況は次のとおりである。また、西谷浄水場平面図は別紙1に示す。

施設状況

施設名		仕様	設置年度	経過年数	耐震性
着水井	1系 (旧相模湖系)	14.0m×6.2m×4.3m×1池	1972年	47年	あり
	2系 (旧道志川系)	14.0m×4.2m×4.3m×1池			
沈でん池		36.5m×26.3m×4.5m×4池	1972年	47年	あり
ろ過池	第1	13.2m×10.2m×10池	1974年	45年	なし
	第2	9.35m×11.55m×8池	1948年	71年	なし
		9.40m×11.55m×8池	1954年	65年	なし
ポンプ井		12.5m×13.0m×6.6m×2池	1974年	45年	あり
洗浄水槽		1,000m ³ (有効水量)×1槽	1973年	46年	あり

3 工事範囲

請負人は、別紙2に示す範囲において本工事を行う。

なお、当該範囲は令和2年10月時点における参考図として取り扱うものとする。

4 基本計画策定に用いた検討条件

基本計画策定に用いた検討条件は、次のとおりである。

なお、この検討条件に基づき作成する要求水準書（案）については、第2の2に示すとおり公表する予定である。

基本計画策定に用いた検討条件

項目	検討条件	参照
浄水処理方式	相模湖を原水とする本施設の浄水処理方式は、[着水]-[混和]-[沈でん]-[粒状活性炭(上向流)]-[再凝集]-[急速ろ過]とする。	—
計画取水量	394,000m ³ /日 (原水ベース)	—
処理水量 (原水量)	394,000m ³ /日 (最大運用水量) 374,000m ³ /日 (標準運用水量) 295,500m ³ /日 (最低運用水量)	—
原水水質	過去 10 年間 (平成 20～29 年) の原水水質の検査結果実績に基づき水道局が定める水質項目と原水水質の設定値を基準とする。	別紙 6-1
目標水質	水道局が定める浄水場出口における水質管理値及び水質管理目標値、沈でん処理水の管理基準とする。	別紙 6-2
浄水場全体の予備力	神奈川県内広域水道企業団からの受水を含め、本市全体の水運用で対応する。	—
施設配置	施設整備の施工や運転・維持管理を考慮し、基本計画時に作成した施設配置図 (令和 2 年度 10 月時点と工事完成後) を参考に示す。	別紙 6-3
処理系列	施設及び設備の構成は、原則 2 系統とし、着水井の 1 系統、沈でん池の 1 池、粒状活性炭吸着設備及びろ過池の 1 群停止時においても 295,500m ³ /日の処理量を確保する。また、粒状活性炭吸着設備、急速ろ過池は 2 系統 4 群化とする。	別紙 6-4
薬品混和	混和池は 2 池直列とし、2 系統とする。 再凝集池はろ過池直前に配置し、機械式攪拌とする。 詳細は別紙に示す。	〃
薬品注入	処理フローにおける注入する薬品の種類及び注入点の参考資料を別紙に示す。	別紙 6-5
水質計器	処理フローにおける水質計器の設置位置及び採水点の参考資料を別紙に示す。	別紙 6-6
工業計器	処理フローにおける工業計器の設置位置の参考資料を別紙に示す。	別紙 6-7
標準ろ過速度	120m/日	—
粒状活性炭 標準通水速度	240m/日	—
水位	着水井水位 74.500m、2 号配水池 H.W.L=67.160m (ポンプ井から自然流下系)、3 号配水池 H.W.L=72.250m (ポンプ井からポンプ加圧系) とし、詳細は別紙に示す。	別紙 6-8
排水基準	公共用水域への排水基準を別紙に示す。	別紙 6-9
回収率	95.7% (標準時の浄水ロス 4.3%) 87.8% (水質悪化時の浄水ロス 12.2%) 現状と工事完成後の水収支フロー図を別紙に示す。	別紙 6-10

5 工事対象施設の詳細

工事対象施設の詳細は、別紙 3 に示す。

第5 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、水道局と請負人は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、工事請負契約約款（設計・施工一括）に従う。また、契約等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第6 工事の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本工事の継続が困難となった場合は、工事請負契約約款（設計・施工一括）で示す措置をとる。

第7 交付金の支援を得るための協力

本工事は、現時点において国庫補助金の交付申請対象である。請負人は、水道局が交付を受けられるように協力しなければならない。

第8 その他の事項

1 予定価格

本工事の予定価格については、調達公告時に提示する。

2 情報公開及び情報提供

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、横浜市のホームページ等を通じて行う。

3 入札に伴う費用負担

入札者の技術提案等及び入札に伴う費用は、全て入札者の負担とする。

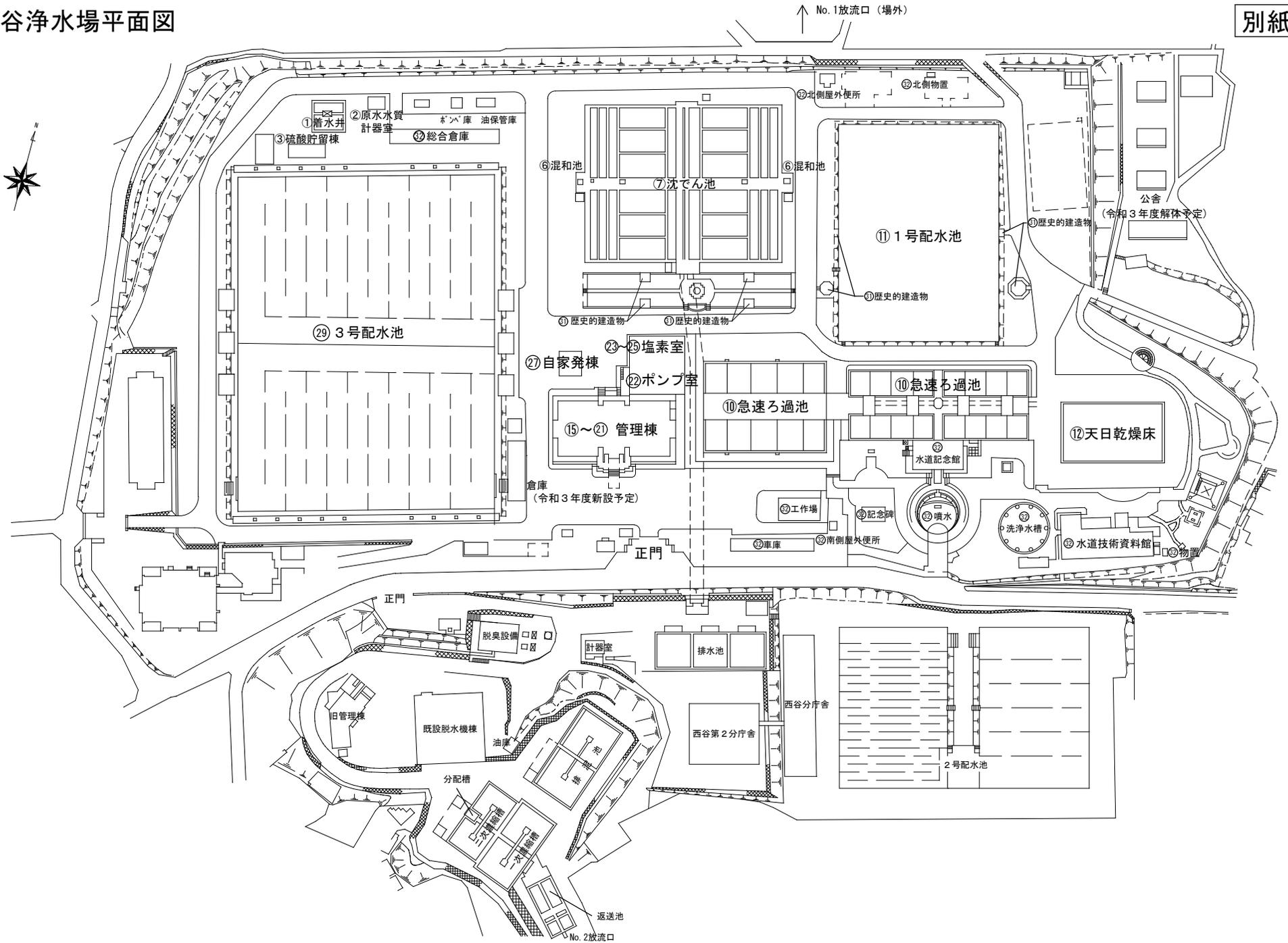
4 実施方針（案）の問合せ

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室再整備推進課

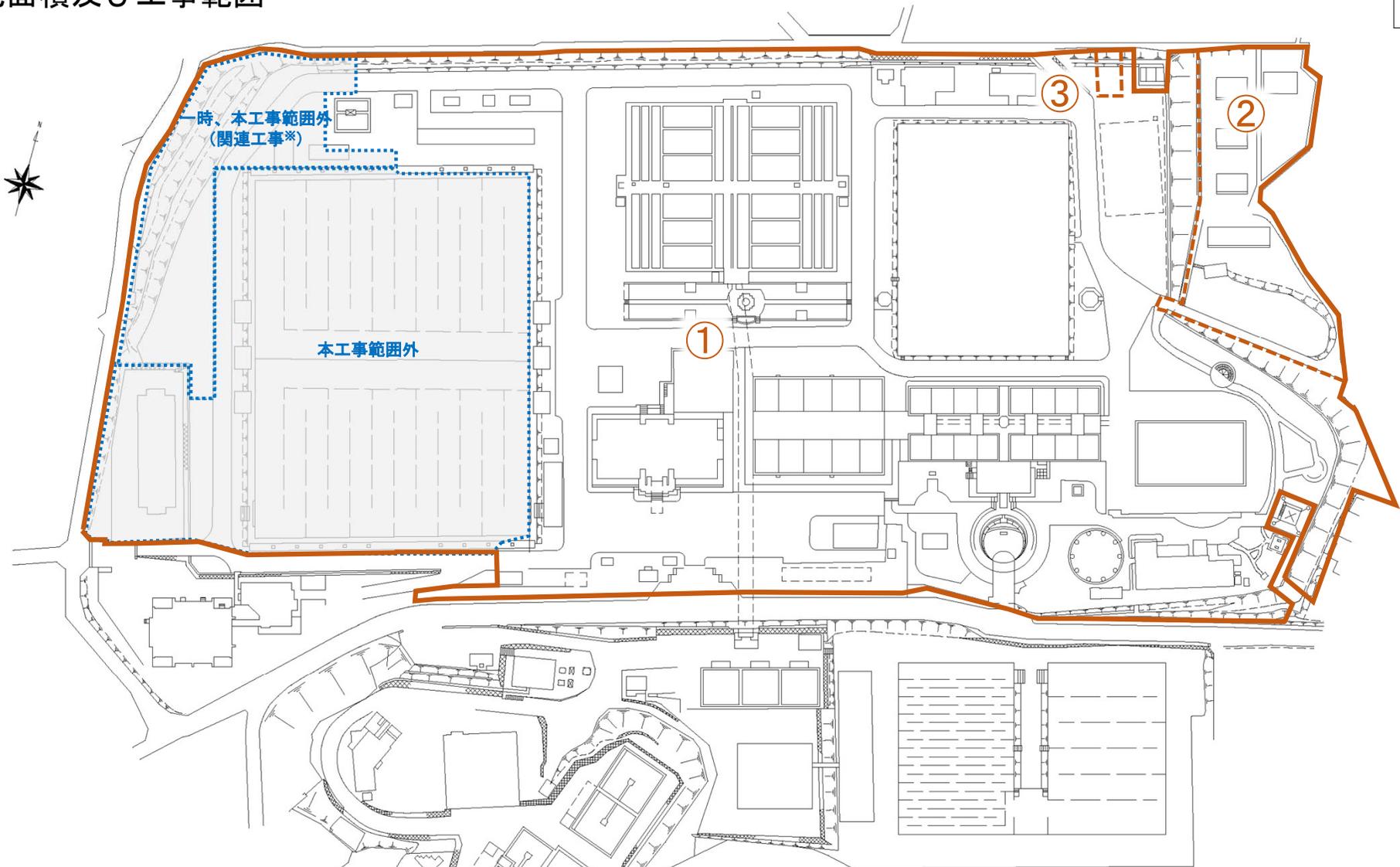
（電話番号） 045-671-3057

（電子メール） su-saiseibi@city.yokohama.jp



西谷浄水場平面図 (S=Free)

※各施設の番号は、別紙3に対応する



【凡例】

- : 工事対象の敷地面積
- : 建築申請上の敷地境界線 (①～③)
- : 工事範囲外

	敷地面積	用途地域
①	114,829.87 m ²	準工業地域
②	2,355.56 m ²	第一種低層住居専用地域
③	203.78 m ²	準工業地域
計	117,389.21 m ²	

※相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事 令和15年3月完了（予定）

施設名	設備名	新設	撤去	改良	備考
① 着水井	躯体	○	○		新設着水井は新導水管、既設導水管と接続 旧水質計器室 採水ポンプ等 操作盤・分電盤等 流量計、水位計等 小出し槽含む 小出し槽含む 火山灰対策
	建屋		○		
	建屋（薬品注入）	○			
	着水調節弁	○	○		
	沈殿池流入調節弁	○	○		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	硫酸注入設備	○			
	前次亜注入設備	○			
消石灰注入設備	○				
② 原水水質計器室	建屋	—	—		配管等 操作盤・分電盤等 濁度計、pH計、水温計等
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
③ 硫酸貯留棟	建屋	○	○		既設は注入設備と共通 貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等 令和5年度までに撤去。本設までの期間は仮設施設の設置を認める。
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	注入設備	○	○		
④ PAC貯留棟	建屋	○			貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
⑤ 次亜貯留棟	建屋	○			貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
⑥ 混和池	躯体	○		○	新設混和池は既設と直列に設置 前次亜注入室 攪拌装置（新設混和池に新設、既設は撤去後新設） 操作盤等 小出し槽含む
	建屋（薬品注入）	—	—		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	前PAC注入設備	○			
	前次亜注入設備		○		
⑦ 沈でん池 （フロック形成池含む）	躯体			○	集水渠4分割化、北側処理水取出し口新設 電気室等 中次亜注入室 採水ポンプ、配管、フロキュレータ、汚泥掻き機等 操作盤・受配電盤等 電気室に設置（着水井、混和池、沈でん池用）
	建屋	○			
	建屋（薬品注入）	—	—		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	監視制御設備	○			
	中次亜注入設備	○	○		
⑧ 粒状活性炭吸着設備	躯体	○			電気室等 操作盤・受配電盤等 界面計、溶存酸素計、水位計等 電気室に設置 洗浄用
	建屋	○			
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	監視制御設備	○			
	次亜注入設備	○			
⑨ 再凝集池	躯体	○			操作盤等 ろ過池原水渠水位計等 既設は塩素室2F、小出し槽含む 既設は沈でん池出口、小出し槽含む
	建屋（薬品注入）	—			
	攪拌装置	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	後PAC注入設備	○			
	中次亜注入設備	○			
⑩ 急速ろ過池	躯体	○	○		既設は第1ろ過池10池、第2ろ過池16池 電気室等 原水弁、浄水弁、表洗弁、逆洗弁、排水弁等 採水ポンプ、配管等 操作盤・受配電盤等 流量計、水位計、粒子計等 電気室に設置 小出し槽含む
	建屋	○			
	洗浄水槽	○			
	バルブ類	○	○		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	監視制御設備	○			
	後次亜注入設備	○	○		
		○			
⑪ 1号配水池	躯体		○		緊急遮断弁等 操作盤等 水位計等
	機械設備		○		
	電気設備		○		
	計装設備		○		
⑫ 天日乾燥床	躯体		○		
⑬ ポンプ井	躯体	○			電気室等 送水、洗浄揚水用 採水ポンプ、配管等 操作盤・受配電盤等 流量計、水位計等 電気室に設置
	建屋	○			
	ポンプ	○			
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	監視制御設備	○			
		○			

リスク分担表

凡例: 負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担		備考	
				水道局	請負人		
共通	構想・計画	1	水道局の政策変更による本工事の変更・中断・中止など	○			
	入札説明書	2	入札説明書の誤り・内容の変更に関するもの	○			
	制度関係	許認可・届出	3	水道局が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの	○(注1)		
			4	請負人が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの		○	
		法令	5	法令・許認可の新設・変更によるもの(本工事に直接かかわるもの)	○		
			6	法令・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		○	
	税制度	7	消費税の変更に関わるもの	○			
		8	上記以外のもの		○		
	社会	住民対応	9	本工事に関する住民反対運動・訴訟・要望等	○		
			10	請負人が行う設計(調査含む)、施工に関する住民反対運動・訴訟・要望等		○	
		環境問題	11	水道局が行う業務に起因する環境の悪化	○		
			12	請負人が行う設計(調査含む)、施工に起因する環境の悪化		○	
	第三者賠償	13	水道局の提示条件及び指示により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○			
		14	請負人が行う設計(調査含む)、施工により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○		
	安全確保	15	水道局が行う業務における安全性の確保	○			
		16	請負人が行う設計(調査含む)、施工における安全性の確保		○		
	保険の付保と適用範囲	17	設計(調査含む)、施工の各段階のリスクをカバーする保険		○		
	物価変動	18	本契約において水道局と請負人との間で予め合意した価格改定条項の範囲内		○		
		19	上記以外のもの	○			
	構成員	20	構成員の能力不足等による本工事の悪化		○		
	債務不履行	21	水道局の責に帰すべき事由による本工事の中止・延期(水道局の債務不履行、土地の契約不適合、埋蔵文化財の発見など)	○			
		22	請負人の事由による本工事の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		○		
	不可抗力	23	不可抗力のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、水道局及び請負人のいずれの責めにも帰さないもの ※ 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震、その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、別途示す要求水準書(案)等 [※] に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。)をいう。	○(注2)	△(注3)		
	施設・設備の損傷	24	水道局の事由によるもの	○			
		25	上記以外の要因によるもの		○		
	設計(調査含む)、施工費用の増大	26	水道局の事由による設計(調査含む)、施工費用の増大(水道局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○			
		27	上記以外の要因によるもの		○		
	設計(調査含む)、施工の遅延及び未完	28	水道局の事由による設計(調査含む)、施工の遅延及び未完(水道局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○			
		29	上記以外の要因によるもの		○		
	技術進歩	30	設計、施工段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合	○(注4)	○(注4)		
	契約締結	31	水道局の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○			
		32	請負人の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○		
設計(調査含む)	測量・調査	33	水道局が実施した測量・調査内容の誤りに関するもの	○			
		34	請負人が実施した測量・調査内容の誤り及び不足に関するもの		○		
	設計図書等の契約不適合	35	設計図書等の成果物の契約不適合		○		
	土壌汚染	36	対策が必要となった場合	○			
	地中埋設物	37	水道局が事前に示した埋設物を除き、対策が必要となった場合	○			
	環境汚染物質(アスベスト、PCB等)	38	対策が必要となった場合	○			
	上記以外に関するもの	39	水道局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○	仮設計画を含む	
		40	上記以外のもの	○			
施工及び引渡し	水道局発注の設計(調査含む)、施工	41	水道局が別途発注すべき設計(調査含む)、施工が遅延した場合において、請負人が行う施工の遅延・未完・費用の増大	○			
	引渡し前の使用に係る損害	42	工事目的物の引渡し前の使用にあたり、工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他の施工に関して生じた損害	○(注5)	○(注5)		
	施設性能	43	要求水準及び技術提案の不適合(施工不良を含む。)		○		
		44	技術提案時の製品等の製造中止により、技術提案が未達となる場合		○(注5)		
	施設における契約不適合	45	請負人が新設・改良を行った後に発見された契約不適合		○		
		46	請負人が撤去・新設・改良を行う以前に生じた契約不適合	○			
	導水施設からの原水量の変動や原水水質の変化	47	要求水準に規定する範囲を超えるもの	○			
	排水処理施設等への排水・排泥量、水質の変動	48	浄水場の運用により要求水準に規定する範囲を超えるもの	○			
		49	施設洗浄・試運転時に要求水準に規定する範囲を超えるもの		○		
	引渡し後のオペレーションリスク	50	オペレーションミスによる設備への損害	○(注2)			
51		オペレーションミスによる要求水準の未達	○(注2)				
メンテナンスリスク	52	引渡し後の維持管理不十分による本工事終了時点で要求水準の未達	○(注2)				
工事終了	工事終了時の移管手続	53	施設移管手続に伴う諸費用の負担、請負人の清算手続に伴う損益等		○		
	工事終了時の施設状態等	54	工事終了時の浄水処理施設としての要求水準及び技術提案の未達		○		
その他	上記以外のもの	55		○(注5)	○(注5)		

注1 水道局が手続きすべき許認可・届出をするにあたり、請負人が作成すべき書類の提出の遅延に関するものは除く。

注2 請負人の過失により発生した場合を除く。

注3 当該リスクは水道局が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、請負人も負うものとする。

注4 当該期間中における新技術の採用に当たっては、要求水準を満足することの確認を含め、合理性等の観点から水道局と協議し決定する。

注5 事由発生時に、水道局と請負人との間で協議し、対応及び費用負担等を決定する。

※ 本工事の要求水準書(案)に規定する水準並びに技術提案をいう。

番号	資料名称	作成年度、期間	紙資料 閲覧	電子データ 貸与	備考
1	西谷浄水場沈殿池改良工事（その6）次亜・PAC注入電気設備 (1/5～5/5)	平成12年11月	○		
2	西谷浄水場沈殿池改良工事（その5）（機械設備） (1/3～3/3)	平成12年10月	○		場内次亜・PAC
3	西谷浄水場西谷塩素注入設備改良工事（その4） [電気設備]計装フローシート システム構成図 (1/4) 機器仕様書 展開接続図 施工図	平成18年10月	○		3号次亜
4	西谷浄水場計装設備改良工事 計装図・施工図・機器仕様・試験成績表 (1/2)	平成8年3月	○		
5	西谷浄水場計装設備改良工事 取扱説明書 (2/2)	平成8年3月	○		
6	西谷浄水場薬品注入設備 機器関係 (1/5)	昭和49年	○		旧薬注
7	西谷浄水場薬品注入設備 電気関係（次亜） (2/5)	平成6年3月	○		
8	西谷浄水場薬品注入設備 電気関係（次亜以外） (3/5)	—	○		
9	西谷浄水場薬品注入設備 試験成績書 取扱説明書（次亜） (4/5)	平成6年3月	○		
10	西谷浄水場薬品注入設備 試験成績・取扱説明書（次亜以外） (5/5)	—	○		旧薬注
11	鶴ヶ峰浄水場 西谷・鶴ヶ峰自動水質監視装置設置工事（その1）[浄水用設置工事]	平成14年2月	○		自動水質監視装置（魚類監視）
12	西谷浄水場PAC・硫酸注入設備改良工事（機器図面1/2）	平成28年3月	○		
13	西谷浄水場PAC・硫酸注入設備改良工事（機器図面、検査成績表、取扱説明書2/2）	平成28年3月	○		
14	西谷浄水場西谷塩素注入設備改良工事（その3）[機械設備] (1/2・2/2)	平成18年10月	○		3号次亜
15	西谷浄水場水質計器更新工事 (1/2・2/2)	平成21年	○		水質計器室（管理室隣）
16	西谷浄水場1号池沈殿池改良工事（汚泥掻寄機・採水ポンプ）	平成11年3月	○		
17	西谷浄水場3号池沈殿池改良工事（汚泥掻寄機）	平成14年3月	○		
18	西谷浄水場4号池沈殿池改良工事（汚泥掻寄機）	平成13年3月	○		
19	西谷浄水場沈殿池改良工事（その3）（沈降装置）	平成11年	○		2号池
20	西谷浄水場沈殿池改良工事（その7）（沈降装置）	平成12年	○		4号池
21	西谷浄水場沈殿池改良工事（その13）（沈降装置）	平成13年	○		3号池
22	西谷浄水場沈殿池改良工事フロキュレータ設備（4号池）	平成12年	○		4号フロキュレータ
23	西谷浄水場完成図書	平成19年	○		1号傾斜板修繕
24	西谷浄水場着水井 水質計器室棟新築工事（設備）	平成21年	○		
25	西谷浄水場スラリー循環ポンプ設置工事	平成17・18年	○		1・2号池、3・4号池
26	西谷浄水場沈殿池改良工事（その11）(1/2・2/2) 硫酸注入電気設備	平成13年3月	○		
27	西谷浄水場沈殿池改良工事（その19）（pH調整機械設備）	平成15年3月	○		
28	西谷浄水場沈殿池改良工事（その20）（pH調整機械設備）	平成15年3月	○		
29	西谷浄水場粒子計更新工事	平成24年3月	○		
30	4 坩西谷浄水場竣功図	昭和23年		○	旧ろ過池
31	西谷浄水場着水井築造工事並びに急速ろ過池取壊し工事 1～25	昭和47年		○	
32	西谷浄水場着水井築造工事並びに緩速濾過池取壊し工事 その1～その25	昭和47年		○	
33	西谷浄水場沈殿池築造工事 竣功図 その1～その16	昭和47年		○	
34	西谷浄水場沈殿池内装設備工事其の1 竣功図 その1～その6	昭和47年		○	
35	西谷浄水場沈殿池内装設備工事其の2 竣功図 その1～その27	昭和47年		○	
36	西谷浄水場連絡管布設工事（その1） 竣工図 1～18	昭和48年		○	
37	薬品注入設備工事（その1）(1～21)	昭和48年		○	旧薬注
38	西谷洗浄水槽築造工事竣功図 その1～その38	昭和48年		○	
39	西谷浄水場薬品注入設備工事（その2薬注）竣工図	昭和49年		○	旧薬注
40	西谷浄水場塩素注入設備耐震工事 苛性ソーダポンプ	昭和49年		○	
41	西谷浄水場急速濾過池築造工事 竣功図 その1～59	昭和49年		○	

番号	資料名称	作成年度、期間	紙資料 閲覧	電子データ 貸与	備考
42	西谷配水池築造工事（その1）竣工図	昭和50年		○	
43	西谷浄水場排水溝築造工事	昭和51年		○	
44	西谷配水池築造工事（その2）	昭和52年		○	
45	西谷浄水場配水池連絡布設工事	昭和53年		○	
46	西谷配水池整備工事（その1）竣工図	昭和54年		○	
47	西谷逆洗配管改良工事（1～3）	昭和56年		○	
48	北側放水路整備工事	昭和56年		○	
49	緊急遮断弁設置工事（その3）	昭和58年		○	西谷1号配水池
50	西谷天日乾燥床築造工事（その1）	昭和58年		○	
51	西谷浄水場中間塩素工事	昭和61年		○	
52	西谷浄水場沈澱池設備改良工事（その2）	平成9年		○	1・2号池フロキュレーター
53	西谷浄水場沈澱池設備改良工事	平成10年		○	排泥弁
54	西谷浄水場沈澱池改良工事（その1）（沈澱装置）	平成11年		○	
55	西谷洗浄水槽耐震補強工事	平成11年		○	
56	西谷浄水場沈澱池改良工事（その8）（汚泥掻き装置）	平成12年		○	
57	西谷浄水場沈澱池改良工事（その3）（沈澱装置）	平成12年		○	
58	西谷濾過池横φ100ミリ給水管取替工事	平成13年		○	
59	西谷浄水場沈澱池改良工事（その7）（沈澱装置） 完成図（その1）～（その19）	平成13年		○	
60	都岡幹線φ38インチ送水管 更新工事（その1）西谷浄水場内（1～44）	平成18年		○	
61	都岡幹線φ38インチ送水管更新及び西谷流入管φ1000mmバイパス管新設工事（1～58）	平成18年		○	
62	都岡幹線φ38インチ送水管更新工事（その8）	平成18年		○	
63	都岡幹線φ38インチ送水管更新工事（その9）	平成18年		○	
64	決第浄256号 西谷着水井耐震補強工事	平成19年		○	
65	工業用水道 川島町ほか1か所 口径400mm配水管布設替工事	平成19年		○	
66	西谷3号配水池耐震補強工事1～15	平成20年		○	
67	西谷浄水場沈でん池耐震補強工事	平成23年		○	
68	横浜水道記念館噴水池改良工事（土木工事）（その2）	平成30年		○	
69	西谷浄水場電力設備更新工事（高圧電力設備）完成図（その1）～（その5）	平成17年	○		
70	西谷浄水場電力設備更新工事（低圧電力設備）完成図（その1）～（その9）	平成17年	○		
71	西谷浄水場電力設備更新工事（ろ過池設備）完成図（その1）～（その2）	平成17年	○		
72	西谷浄水場計装設備更新工事 完成図（その1）～（その9）	平成17年	○		
73	西谷浄水場内ポンプ設備改良工事 完成図（その1）～（その4）	平成20年	○		
74	西谷浄水場計算機システム更新工事	平成22年	○		
75	西谷浄水場非常用自家発電設備更新工事（電気設備）	平成24年	○		
76	西谷浄水場非常用自家発電設備更新工事（機械設備）	平成24年	○		
77	西谷浄水場無停電電源設備更新工事	平成26年	○		
78	西谷構内照明設備工事	昭和52年・平成3年	○		
79	企業団横浜局杭位置変更に伴う基礎検討書	—		○	
80	企業団横浜局鉄塔基礎計算書	平成12年		○	

番号	資料名称	作成年度、期間	紙資料 閲覧	電子データ 貸与	備考
81	企業団横浜局鉄塔構造計算書	平成12年		○	
82	企業団横浜局鉄塔数量計算書	平成12年		○	
83	企業団横浜局相互データ伝送用光ケーブル修繕工事	平成16年		○	
84	企業団横浜局データ通信設備更新工事	平成27年		○	
85	企業団西谷局KDDI工事図面	2019		○	
86	企業団横浜局無線通信設備更新工事	2000.12		○	
87	横浜市消防局西谷送受信所新築工事（企業団鉄塔）	—		○	
88	横浜市防災鉄塔構造計算書	平成6年		○	
89	西谷無線中継所鉄塔塗装改修その他工事	2019.3		○	
90	着水井水質計器室新築工事 竣工図	平成21年度		○	②原水水質計器室
91	西谷水処理実験施設改良工事 設計図	平成16年度		○	③硫酸貯留棟
92	西谷浄水場沈殿池改良工事（その5）建築	平成12年度		○	⑥混和地、⑦沈でん池上屋
93	急速濾過池吹抜廊下及び監視室設計図	昭和28年度		○	⑩急速ろ過池上屋
94	西谷浄水場管理棟築造工事 竣工図	昭和49年度		○	
95	西谷浄水場管理棟 耐震改修工事 竣工図	平成20年度		○	
96	西谷浄水場管理棟改修工事 設計図	平成31年度		○	
97	西谷浄水場管理棟耐震補強設計委託報告書	平成元年	○		
98	ポンプ室・次亜塩素室外壁補修 設計図	昭和62年度		○	⑫ポンプ室
99	西谷浄水場電気室改良工事（その5）[旧塩素室棟建築改良工事]完成図	平成16年度		○	⑭～⑯塩素室
100	西谷浄水場自家発棟ほか外壁等改修工事 完成図	平成19年度		○	
101	横浜水道第二拡張誌 竣工図	大正4年度		○	⑱歴史的建造物
102	西谷浄水場管理棟及び木工所修繕工事 完成図	平成5年度		○	⑲工場
103	西谷浄水場倉庫移築工事完成図	昭和60年度		○	⑳総合倉庫
104	西谷浄水場旧管理棟建物改修工事 完成図	昭和61年度		○	㉑水道記念館
105	西谷浄水場旧工事部棟建物改修工事 竣工図	—		○	㉒水道技術資料館
106	西谷浄水場本館前コンクリート工事 詳細図	昭和28年度		○	㉓噴水
107	横浜水道記念館広場整備工事 竣工図	昭和62年度		○	
108	横浜市水道創設百周年記念碑 竣工図	昭和62年度		○	㉔記念碑
109	西谷浄水場測量図	平成29年度		○	
110	西谷浄水場歴史的建造物基礎調査 報告書 抜粋	平成30年度		○	
111	地質調査業務委託報告書（昭和46年度、平成10年度、平成25年度、平成29年度、令和2年度）	左記		○	
112	探査ボーリング成果物	平成30年度		○	
113	西谷浄水場ろ過池更生工事に係る作業マニュアル	—	○		
114	西谷系配水池清掃作業等に係る作業マニュアル	—	○		
115	西谷沈殿池清掃作業等に係る作業マニュアル	—	○		
116	構内用水系統図	—	○		
117	基本計画報告書	平成31年度		○	
118	第8回拡張工事しゅん功図集〔1〕—浄水工事・西谷浄水場—	昭和49年度他		○	
119	水道施設概要図	令和2年度		○	
120	西谷浄水場遠方監視無線設備改良工事	平成22年度	○		

原水水質の検査結果等

別紙 6-1

原水水質の検査結果 (平成 20 年度～平成 24 年度)

水質項目	基準値	H20				H21				H22				H23				H24			
		最大値	最小値	平均値	検査回数	最大値	最小値	平均値	検査回数	最大値	最小値	平均値	検査回数	最大値	最小値	平均値	検査回数	最大値	最小値	平均値	検査回数
一般細菌	100以下	440	58	160	12	610	38	190	11	2000	24	380	12	560	14	162	12	590	27	200	12
大腸菌	不検出	66	<1.0	11	12	770	<1.0	120	11	140	<1.0	17	12	66	2	18	12	200	<1.0	26	12
カミカム及びその化合物	0.003以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4
水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4
セシウム及びその化合物	0.01以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4
鉛及びその化合物	0.01以下	0.0004	<0.0002	<0.0002	4	0.0003	<0.0002	<0.0002	4	0.0002	<0.0002	<0.0002	4	0.0004	<0.0002	<0.0002	4	0.0009	<0.0002	0.0002	4
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.00071	0.00054	0.00061	4	0.00083	0.00059	0.00066	4	0.00064	0.00045	0.00052	4	0.00078	0.00052	0.00067	4	0.00095	0.00053	0.00071	4
六価クロム化合物	0.05以下	0.0011	0.0003	0.0005	4	0.0005	<0.0002	0.0003	4	0.0004	0.0003	0.0003	4	0.0009	0.0003	0.0006	4	0.0011	0.0003	0.0006	4
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.01	<0.005	<0.005	12	0.013	<0.005	<0.005	11	0.02	<0.005	<0.005	12	0.013	<0.005	<0.005	12	1.1	<0.005	0.095	12
シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.52	0.92	1.17	12	1.22	0.83	1.04	11	1.4	0.75	1	12	1.28	0.81	1.07	12	1.27	0.84	1.03	12
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.11	0.07	0.09	4	0.18	0.08	0.11	4	0.09	0.07	0.08	4	0.1	0.08	0.09	4	0.11	0.08	0.09	4
硝酸素及びその化合物	1.0以下	0.015	0.01	0.012	4	0.014	0.012	0.013	4	0.014	0.01	0.012	4	0.016	0.012	0.014	4	0.015	0.01	0.013	4
四塩化炭素	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ジクロロメタン	0.02以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ベンゼン	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
塩素酸	0.6以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クロロ酢酸	0.02以下	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.002	<0.002	<0.002	4
クロホルム	0.06以下	0.0037	<0.0001	0.0009	4	0.0002	<0.0001	<0.0001	4	0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.004	<0.004	<0.004	4
ジブクロロメタン	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
臭素酸	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4
総トリハロメタン	0.1以下	0.0043	<0.0001	0.0011	4	0.0002	<0.0001	<0.0001	4	0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.01	<0.01	<0.01	4
ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.0006	<0.0001	0.0002	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ブロモホルム	0.09以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.001	<0.001	<0.001	4	0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4
亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.0068	0.0022	0.0035	4	0.007	0.0016	0.0039	4	0.0023	0.0003	0.0016	4	0.0056	0.0013	0.003	4	0.0084	0.0012	0.0034	4
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.8	0.15	0.37	12	0.68	0.13	0.33	11	0.36	0.12	0.21	12	0.68	0.1	0.3	12	0.42	0.1	0.2	12
鉄及びその化合物	0.3以下	0.84	0.16	0.34	12	0.38	0.12	0.23	11	0.37	0.08	0.17	12	0.68	0.03	0.28	12	1	0.09	0.28	12
銅及びその化合物	1.0以下	0.0034	0.0015	0.0021	4	0.0028	0.0012	0.0021	4	0.0022	0.001	0.0016	4	0.0031	0.0013	0.0021	4	0.0046	0.0014	0.0024	4
ナトリウム及びその化合物	200以下	7.7	6	6.7	4	7.6	5.9	6.7	4	6.2	5.1	5.7	4	7.3	5.8	6.5	4	8.6	4.7	6.5	4
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.058	0.019	0.033	12	0.045	0.013	0.025	11	0.029	0.009	0.017	12	0.042	0.003	0.018	12	0.043	0.013	0.026	12
塩化物イオン	200以下	5.6	2.7	3.8	12	5.2	3.4	3.9	11	5.3	2.6	3.6	12	5.7	2.4	3.8	12	7.4	2.8	4.2	12
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	56	43	49	12	56	46	51	11	57	41	48	12	69	34	52	12	56	38	50	12
蒸発残留物	500以下	128	102	113	4	130	92	109	4	133	95	109	4	118	108	112	4	120	107	112	4
陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.002	<0.002	<0.002	4	0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	0.004	<0.002	<0.002	4	0.002	<0.002	<0.002	4
ジオキシベン	0.00001以下	0.000003	<0.000001	0.000001	51	0.000002	<0.000001	<0.000001	49	0.000015	<0.000001	<0.000001	31	0.000001	<0.000001	<0.000001	33	0.000002	<0.000001	0.000001	36
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001	<0.000001	<0.000001	51	0.000001	<0.000001	<0.000001	49	<0.000001	<0.000001	<0.000001	31	0.000001	<0.000001	<0.000001	33	0.000003	<0.000001	<0.000001	36
非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4
フェル類	0.005以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.4	0.6	1	51	2	0.9	1.4	49	1.9	0.6	1.1	52	1.6	0.6	0.9	52	1.3	0.7	0.9	51
pH値	5.8以上8.6以下	8.45	7.65	7.91	51	8.82	7.71	8.07	49	8.6	7.67	8.04	52	8.56	7.49	7.95	52	8.42	7.52	7.95	51
味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臭気	異常でないこと	—	—	異常あり363	365	—	—	異常あり324	346	—	—	異常あり352									

原水水質の検査結果 (平成 25 年度～平成 29 年度)

水質項目	基準値	H25				H26				H27				H28				H29			
		最大値	最小値	平均値	検査回数																
一般細菌	100以下	350	29	150	12	1600	17	150	12	630	33	200	12	1200	41	250	12	1300	27	310	12
大腸菌	不検出	100	<1.0	24	12	47	<1.0	10	12	93	<1.0	13	12	23	<1.0	6.2	12	34	<1.0	4.9	12
カミカム及びその化合物	0.003以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.00007	<0.00007	<0.00007	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4	<0.00005	<0.00005	<0.00005	4
セレン及びその化合物	0.01以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
鉛及びその化合物	0.01以下	0.0003	<0.0002	<0.0002	4	0.0002	<0.0002	<0.0002	4	0.0003	<0.0002	<0.0002	4	0.0002	<0.0002	<0.0002	4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.00063	0.00048	0.00056	4	0.0006	0.00054	0.00056	4	0.00064	0.00055	0.0006	4	0.00083	0.00054	0.00064	4	0.0008	<0.0005	<0.0005	4
六価クロム化合物	0.05以下	0.0005	0.0003	0.0004	4	0.0007	0.0003	0.0005	4	0.0005	0.0004	0.0005	4	0.0005	0.0004	0.0004	4	<0.001	<0.001	<0.001	4
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.008	<0.005	<0.005	12	0.009	<0.004	<0.004	12	0.006	<0.004	<0.004	12	0.007	<0.004	<0.004	12	0.007	<0.004	<0.004	12
シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.18	0.72	0.93	12	1.12	0.71	0.9	12	1.1	0.7	0.9	12	1.1	0.66	0.85	12	1.23	0.72	0.99	12
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.12	0.05	0.08	4	0.12	0.09	0.11	4	0.12	0.1	0.11	4	0.12	0.1	0.11	4	0.13	0.07	0.11	4
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.017	0.009	0.013	4	0.015	0.011	0.013	4	0.013	0.01	0.012	4	0.018	0.012	0.015	4	0.02	<0.01	0.01	4
四塩化炭素	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ジクロロメタン	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ベンゼン	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
塩素酸	0.6以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4
クロロホルム	0.06以下	0.0013	<0.0001	0.0003	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.004	<0.004	<0.004	4	<0.004	<0.004	<0.004	4	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.003	<0.003	<0.003	4
ジブromクロロメタン	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
臭素酸	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4
総トリハロメタン	0.1以下	0.0017	<0.0001	0.0004	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.01	<0.01	<0.01	4	<0.01	<0.01	<0.01	4	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.003	<0.003	<0.003	4	<0.003	<0.003	<0.003	4
ブromクロロメタン	0.03以下	0.0004	<0.0001	0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ブromホルム	0.09以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
ホルムアルデヒド	0.08以下	0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	0.001	<0.001	<0.001	4	<0.001	<0.001	<0.001	4	<0.005	<0.005	<0.005	4
亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.0037	0.0011	0.0021	4	0.0023	0.0011	0.0019	4	0.0031	0.0023	0.0025	4	0.0019	0.0016	0.0018	4	0.003	0.002	0.003	4
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.68	0.12	0.3	12	0.45	0.12	0.23	12	0.51	0.16	0.3	12	0.5	0.16	0.28	12	0.99	0.17	0.4	12
鉄及びその化合物	0.3以下	0.68	0.1	0.28	12	0.48	0.14	0.25	12	0.59	0.18	0.35	12	0.67	0.2	0.35	12	0.83	0.18	0.39	12
銅及びその化合物	1.0以下	0.0023	0.0011	0.0017	4	0.0022	0.0013	0.0017	4	0.0023	0.0015	0.0019	4	0.0029	0.0013	0.0019	4	0.003	0.002	0.002	4
ナトリウム及びその化合物	200以下	6.5	4.7	5.8	4	9	5.7	6.7	4	8.2	5.8	6.8	4	7.9	6.6	7.3	4	8.1	5	7	4
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.054	0.014	0.028	12	0.031	0.015	0.022	12	0.05	0.013	0.026	12	0.04	0.015	0.026	12	0.055	0.016	0.031	12
塩化物イオン	200以下	5.8	2.3	4	12	6.3	3	4	12	6.2	3	4.1	12	6.7	2.2	4.4	12	6.7	3.7	5	12
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	52	40	48	12	58	41	51	12	56	48	53	12	60	40	52	12	62	51	57	12
蒸発残留物	500以下	125	97	108	4	126	103	111	4	128	104	117	4	127	106	116	4	130	100	115	4
陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.002	<0.002	<0.002	4	0.002	<0.002	<0.002	4	<0.002	<0.002	<0.002	4	0.002	<0.002	<0.002	4	<0.004	<0.004	<0.004	4
ジエオキシ	0.00001以下	0.0002	<0.000001	0.000007	52	0.000005	<0.000001	0.000001	51	0.000018	<0.000001	0.000002	52	0.000009	<0.000001	0.000002	52	0.000032	<0.000001	0.000003	52
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000004	<0.000001	<0.000001	52	0.000003	<0.000001	<0.000001	51	0.000001	<0.000001	<0.000001	52	0.000002	<0.000001	<0.000001	52	0.000002	<0.000001	<0.000001	52
非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4	<0.008	<0.008	<0.008	4
フェル類	0.005以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.6	0.5	1	52	1.7	0.7	1	51	2	0.8	1.1	52	2.1	0.8	1.2	52	2	0.7	1.2	52
pH値	5.8以上8.6以下	8.7	7.35	7.94	52	9.02	7.66	8.03	51	8.9	7.52	7.97	52	8.8	7.67	8.09	52	8.76	7.46	8.01	52
味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臭気	異常でないこと	—	—	異常あり305	365	—	—	異常あり358	365	—	—	異常あり365	366	—	—	異常あり365	365	—	—	異常あり365	365
色度	5																				

想定する水質項目と原水水質の設定値

水質項目	単位	原水			浄水	原水水質の設定値	備考
		過去10年間の最大値	過去10年間の平均値※	最大値の発生年度	過去10年間の最大値		
一般細菌	CFU/mL	2,000	215	H22	<1	2000	
大腸菌	MPN/100mL	770	25	H21	不検出	770	
亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	0.01	H24	<0.004	1.1	
アルミニウム	mg/L	0.99	0.29	H29	0.06	0.99	
鉄	mg/L	1.0	0.29	H24	0.03	1.0	
マンガン	mg/L	0.058	0.025	H20	0.002	0.058	
ジェオスミン	ng/L	240	1.7	H25	0.000007	240	定期試験以外の試験を含む
pH値	—	9.1	8.0	H28	7.63	9.1	連続計器データを含む
色度	度	42	3.2	H25	<0.5	42	
濁度	度	151	8.5	H25	<0.1	60	連続計器データを含む
TOC	mg/L	2.1	1.1	H28	1.2	2.1	
鉛	mg/L	0.0009	0.00002	H24	<0.0005	0.0009	
ヒ素	mg/L	0.00095	0.00055	H24	0.00029	0.00095	
六価クロム	mg/L	0.0011	0.0004	H20・H24	0.0005	0.0011	
フッ素	mg/L	0.18	0.10	H21	0.12	0.18	
2-MIB	ng/L	4	0	H25	0.000003	4	
珪藻類							
キクロテラ	cells/mL	46000	—	H27	—	46000	
スケルトネマ	cells/mL	18000	—	H20	—	18000	
アステリオネラ	cells/mL	6000	—	H29	—	6000	
オーラセコイラ	cells/mL	7600	—	H28	—	7600	
シネドラアクス	cells/mL	2200	—	H20	—	2200	
藍藻類							
発臭性アナベナ	cells/mL	2900	—	H25	—	2900	
ミクロキスティス	cells/mL	29000	—	H22	—	29000	
渦鞭毛藻類							
ケラチウム	cells/mL	68	—	H28	—	68	
塩素酸	—	—	—	—	—	—	原水では対象外とする

凡例

- 過去10年間に水質基準を超える濃度で検出した水質項目
- 過去10年間に水質管理値を超える濃度で検出した水質項目
- 過去10年間に水質管理目標値を超える濃度で検出した水質項目
- 上記以外で水質試験年報で取り上げている水質項目

※各年度の年平均値を平均化した値

基本計画策定時における浄水場出口の水質管理値及び水質管理目標値

No.	項目名	水質基準値※ ¹	水質管理値※ ²	水質管理目標値※ ³
1	一般細菌	100個/mL	10個/mL	1個/mL
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	0.0003mg/L	0.0001mg/L
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	0.0001mg/L	0.00005mg/L
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	0.001mg/L	0.0005mg/L
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	0.001mg/L	0.0005mg/L
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	0.001mg/L	0.0005mg/L
8	六価クロム化合物	0.05mg/L※ ⁵	0.005mg/L	0.001mg/L
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	0.008 mg/L	0.004mg/L
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	0.002 mg/L	0.001mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	5mg/L	2mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	0.4 mg/L	0.15 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	0.1mg/L	0.05mg/L
14	四塩化炭素	0.002mg/L	0.0004mg/L	0.0002mg/L
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	0.005 mg/L	0.002mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	0.004 mg/L	0.0002mg/L
17	ジクロロメタン	0.02mg/L	0.002mg/L	0.0002 mg/L
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	0.001mg/L	0.0002mg/L
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	0.001mg/L	0.0002mg/L
20	ベンゼン	0.01mg/L	0.001mg/L	0.0002mg/L
21	塩素酸	0.6mg/L	0.3mg/L	0.15mg/L
22	クロロ酢酸	0.02mg/L	0.004mg/L	0.002mg/L
23	クロロホルム	0.06mg/L	0.03 mg/L	0.006mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	0.015mg/L	0.012mg/L
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	0.02mg/L	0.01mg/L
26	臭素酸	0.01mg/L	0.002mg/L	0.001 mg/L
27	総トリハロメタン	0.1mg/L	0.05mg/L	0.01mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	0.015mg/L	0.012mg/L
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	0.015mg/L	0.003mg/L
30	ブロモホルム	0.09mg/L	0.009mg/L	0.001mg/L
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	0.016mg/L	0.008mg/L
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	0.1mg/L	0.01mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	0.1mg/L	0.05mg/L
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	0.06mg/L	0.03mg/L
35	銅及びその化合物	1mg/L	0.1mg/L	0.02mg/L
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	40mg/L	20mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	0.01 mg/L	0.005mg/L
38	塩化物イオン	200mg/L	40mg/L	20mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L	150mg/L	10~100 mg/L
40	蒸発残留物	500mg/L	250mg/L	30~200mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	0.04 mg/L	0.02mg/L
42	ジェオスミン	10 ng/L	5 ng/L	2 ng/L※ ⁶
43	2-メチルイソボルネオール	10 ng/L	5 ng/L	2 ng/L※ ⁷
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	0.01mg/L	0.008mg/L
45	フェノール類	0.005mg/L	0.0005mg/L	0.0002mg/L

No.	項目名	水質基準値※ ¹	水質管理値※ ²	水質管理目標値※ ³
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L	1.5mg/L	0.5mg/L※ ⁸
47	pH値	5.8-8.6	6.3-8.1	6.8-7.5
48	味	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気（臭気強度）	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5度	2.5度	1度
51	濁度	2度	1度	0.3度
ろ過水	濁度	0.1度	0.05度	0.03度
ろ過水	粒子数	—	—	50

沈でん池処理水の管理基準

No.	項目名	管理基準※ ⁴		
沈でん池 処理水	濁度	1度以下		

※¹ 水道法第4条の規定に基づき、水道水の備えるべき要件を科学的に保証するために定められた基準値

※² 安全で良質な水道水を安定的に安価に供給するため、横浜市が独自に設定した水質管理基準

※³ 水質管理値の超過を予防し、通常の浄水処理からの逸脱を早期に発見し、注意を喚起するための判定基準

※⁴ 管理措置が機能しているかどうかを示す基準であり、管理措置の発動要件として用いるもの

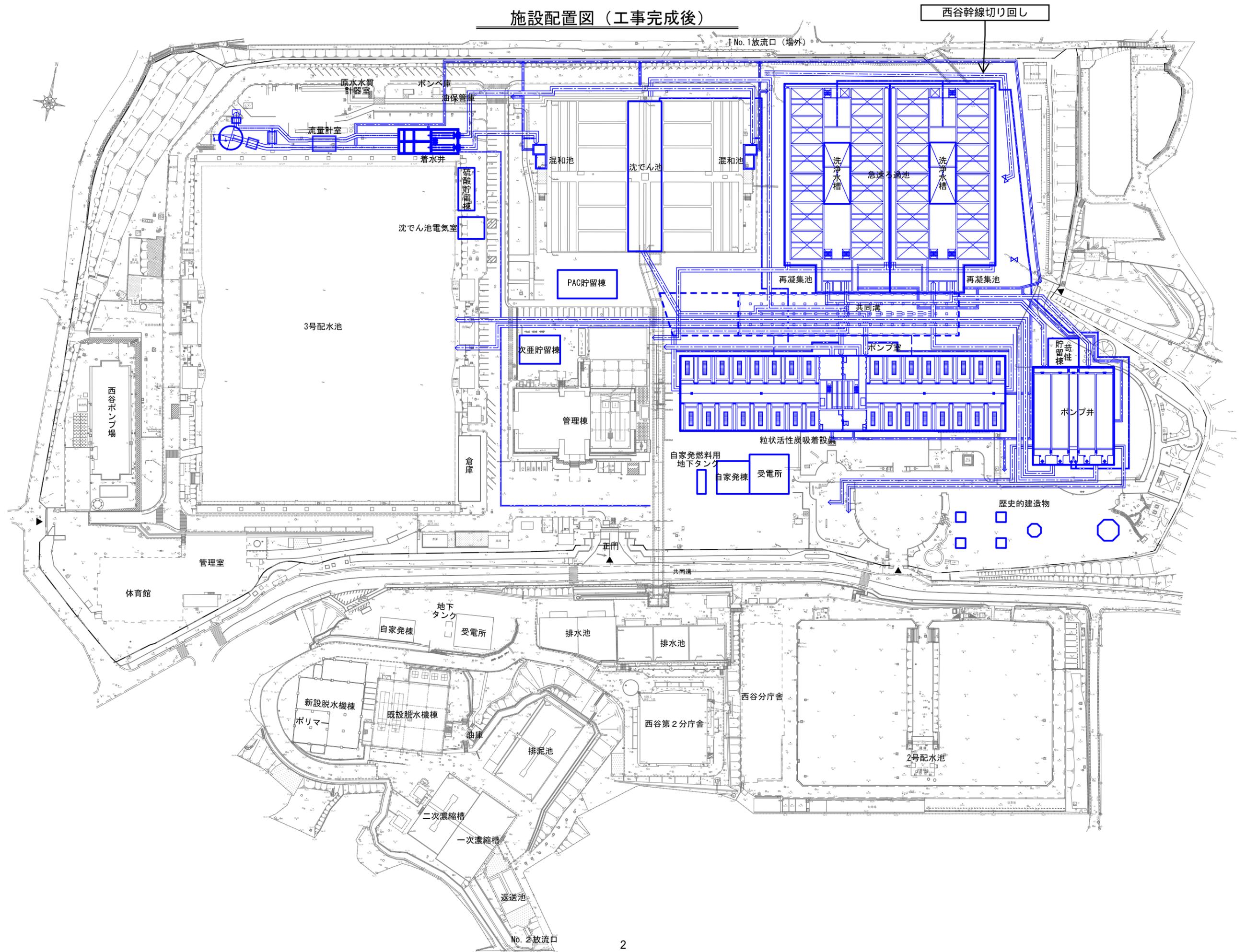
※⁵ 0.02mg/L（R2年4月1日時点）

※⁶ 3 ng/L（R2年4月1日時点）

※⁷ 3 ng/L（R2年4月1日時点）

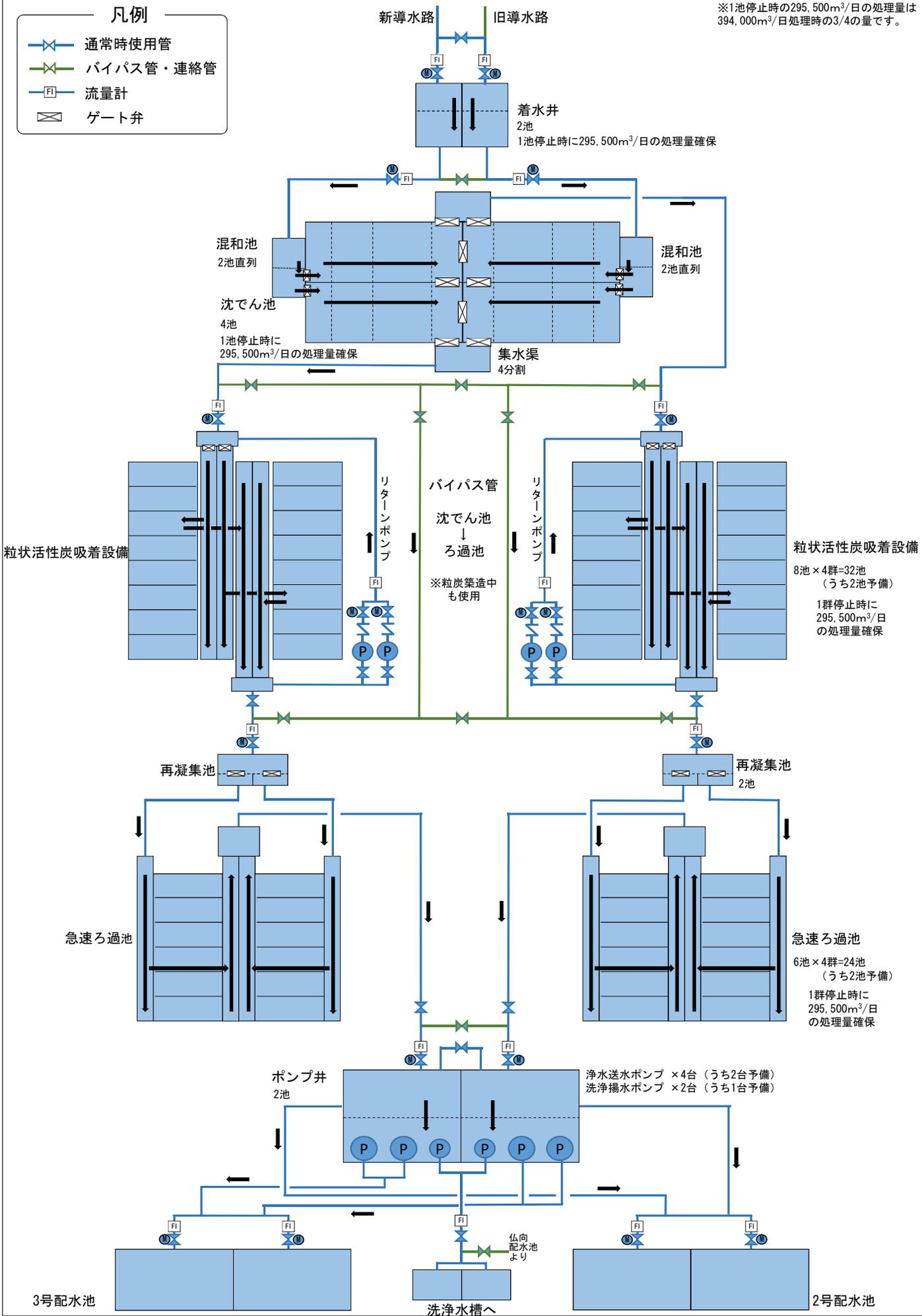
※⁸ 0.7 mg/L（R2年4月1日時点）

施設配置図（工事完成後）



※1池停止時の295,500m³/日の処理量は394,000m³/日処理時の3/4の量です。

- 凡例
- X— 通常時使用管
 - X— バイパス管・連絡管
 - FI 流量計
 - ⊠ ゲート弁

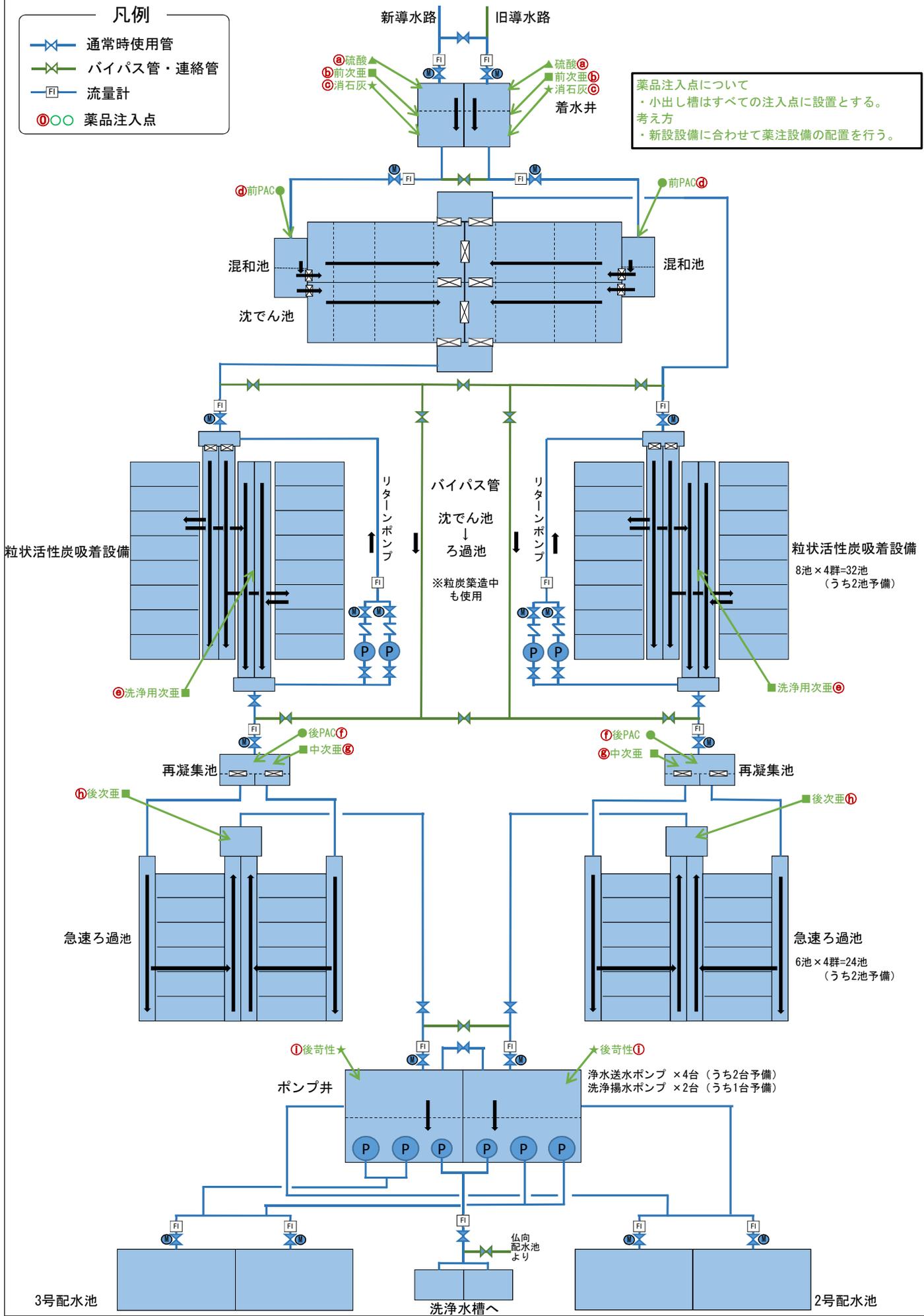


施設名	系統等	群	個別名称		池数	個別名称
導水路	2系統	-	新導水路		-	-
			旧導水路		-	-
着水井	2系統	-	1系着水井		-	-
			2系着水井		-	-
混和池	2系統	-	1系混和池		-	-
			2系混和池		-	-
沈でん池 (フロック形成池含む)	2系統	-	1系沈でん池		4池	沈でん池1号池
			2系沈でん池			沈でん池2号池
集水渠 (沈でん池)	4分割	-	1号池集水渠		-	-
			2号池集水渠		-	-
			3号池集水渠		-	-
			4号池集水渠		-	-
集水渠出口 (沈でん池)	2系統	-	1系集水渠出口		-	-
			2系集水渠出口		-	-
流入井 (粒状活性炭吸着設備)	2系統	-	1系流入井		-	-
			2系流入井		-	-
流入渠 (粒状活性炭吸着設備)	2系統	-	1系-1流入渠		-	-
			1系-2流入渠		-	-
			2系-1流入渠		-	-
			2系-2流入渠		-	-
粒状活性炭吸着設備	2系統	4群	1系活性炭吸着設備	1群活性炭吸着設備	32池	活性炭吸着設備1号池
				2群活性炭吸着設備		活性炭吸着設備8号池
			2系活性炭吸着設備	3群活性炭吸着設備		活性炭吸着設備9号池
				4群活性炭吸着設備		活性炭吸着設備16号池
流出渠 (粒状活性炭吸着設備)	2系統	-	1系-1流出渠		-	-
			1系-2流出渠		-	-
			2系-1流出渠		-	-
			2系-2流出渠		-	-
流出井 (粒状活性炭吸着設備)	2系統	-	1系流出井		-	-
			2系流出井		-	-
再凝集池	2系統	-	1系再凝集池		-	-
			2系再凝集池		-	-
原水渠 (ろ過池)	2系統	-	1系-1原水渠		-	-
			1系-2原水渠		-	-
			2系-1原水渠		-	-
			2系-2原水渠		-	-
急速ろ過池	2系統	4群	1系ろ過池	1群ろ過池	24池	ろ過池1号池
				2群ろ過池		ろ過池6号池
			2系ろ過池	3群ろ過池		ろ過池7号池
				4群ろ過池		ろ過池12号池
浄水渠 (ろ過池)	2系統	-	1系-1浄水渠		-	-
			1系-2浄水渠		-	-
			2系-1浄水渠		-	-
			2系-2浄水渠		-	-
流出井 (ろ過池)	2系統	-	1系流出井		-	-
			2系流出井		-	-
ポンプ井	2系統	-	1系ポンプ井		-	-
			2系ポンプ井		-	-
2号配水池	2系統	-	2-1号配水池		-	-
3号配水池	2系統	-	2-2号配水池		-	-
			3-1号配水池		-	-
	2系統	-	3-2号配水池		-	-

- 凡例
- 通常時使用管
 - バイパス管・連絡管
 - 流量計
 - 薬品注入点

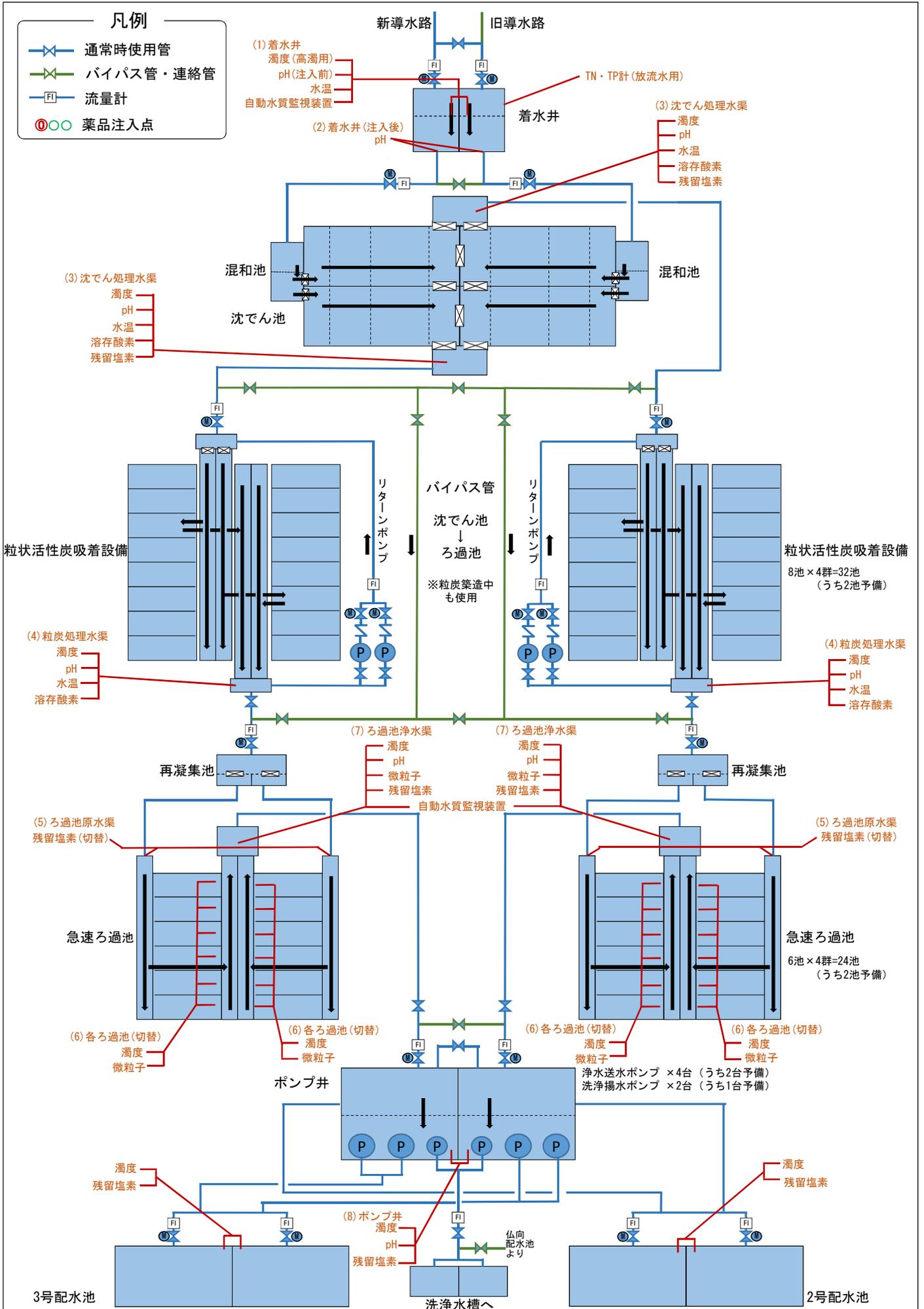
薬品注入点について

- ・小出し槽はすべての注入点に設置とする。
- 考え方
- ・新設設備に合わせて薬注設備の配置を行う。



薬品の種類及び注入点等 (参考)

薬品種類	注入点	注入方式	注入点数	制御方式	制御で使用する計器			備考
					残塩計 (残塩 FF 用)	残塩計 (残塩 FB 用)	流量計 (残塩/注入率)	
前 PAC	混和池	原液滴下	2点/系統 ×2系統	注入率/注入量	—	—	沈でん池流入量 (着水井後)	
後 PAC	再凝集池	原液滴下	2点/系統 ×2系統	注入率/注入量	—	—	再凝集池流入量 (再凝集池前)	
前次亜	着水井	原液滴下	2点/系統 ×2系統	注入率/注入量	—	—	着水量 (着水井前)	
中次亜	再凝集池	原液滴下	2点/系統 ×2系統	残塩/注入率/注入量	—	再凝集池残留塩素 (ろ過池原水渠) または ろ過池浄水渠残留塩素 (ろ過水)	再凝集池流入量 (再凝集池前)	
後次亜	ろ過池 浄水渠端部	原液滴下	2点/系統 ×2系統	残塩/注入率/注入量	—	ポンプ井残留塩素 (ポンプ井)	各池ろ過流量 (ろ過池後)の合算 または ポンプ井流入量 (ポンプ井前)	
硫酸	着水井	原液滴下	2点/系統 ×2系統	pH/注入率/注入量	注入前 pH (着水井前)	注入後 pH (着水井後)	着水量 (着水井前)	
消石灰	着水井	溶解滴下	1点/系統 ×2系統	—	—	—	—	
後苛性	ポンプ井	原液滴下	1点/系統 ×2系統	注入率/注入量	—	—	ポンプ井流入量 (ポンプ井前)	
洗浄用次亜	粒炭各池 流入弁後	管注入	1点/池 ×32池	注入量	—	—	—	



水質計器の設置位置及び採水点【現状】

対象水	採水点	測定項目	系統・群	設置台数	設置場所 ※2	備考	
原水	着水井	濁度	2	2	①	水質変動に応じ薬品注入制御を行うため	
		pH	2	2	①	水質変動に応じ薬品注入制御を行うため	
		水温	2	2	①	水質変動に応じ薬品注入制御を行うため	
		自動水質監視装置※1	2	1	③	系統毎切替	
返送水(放流水)	着水井	TN・TP計	—	1	①	排水処理返送時のみ計測(放流水)	
原水(薬品注入後)	着水井出口	pH	2	1	①	水質変動に応じ薬品注入制御を行うため	
沈でん処理水	沈でん池出口(集合前)	残留塩素	2	2	②	有試薬型のため	
		沈でん池出口(集合後)	濁度	1	1	②	
			pH	1	1	②	
ろ過水	ろ過池原水渠	残留塩素	1	1	②	有試薬型のため	
		ろ過池出口	微粒子	●	3	④	●は池ごとに切替え
	ろ過池浄水渠	濁度	●	3	④	●は池ごとに切替え	
		濁度(高感度)	1	1	②		
	ろ過池浄水渠	pH	1	1	②		
		残留塩素	1	1	②	有試薬型のため	
		自動水質監視装置	1	1	③		
浄水	ポンプ井	濁度(高感度)	2	1	②	系統毎切替	
		pH	2	1	②	系統毎切替	
		残留塩素	2	1	②	系統毎切替、有試薬型のため	
	2号配水池	濁度(高感度)	2	1	②	系統毎切替	
		残留塩素	2	1	②	系統毎切替、有試薬型のため	
	3号配水池	濁度(高感度)	2	1	②	系統毎切替	
		残留塩素	2	1	②	系統毎切替、有試薬型のため	

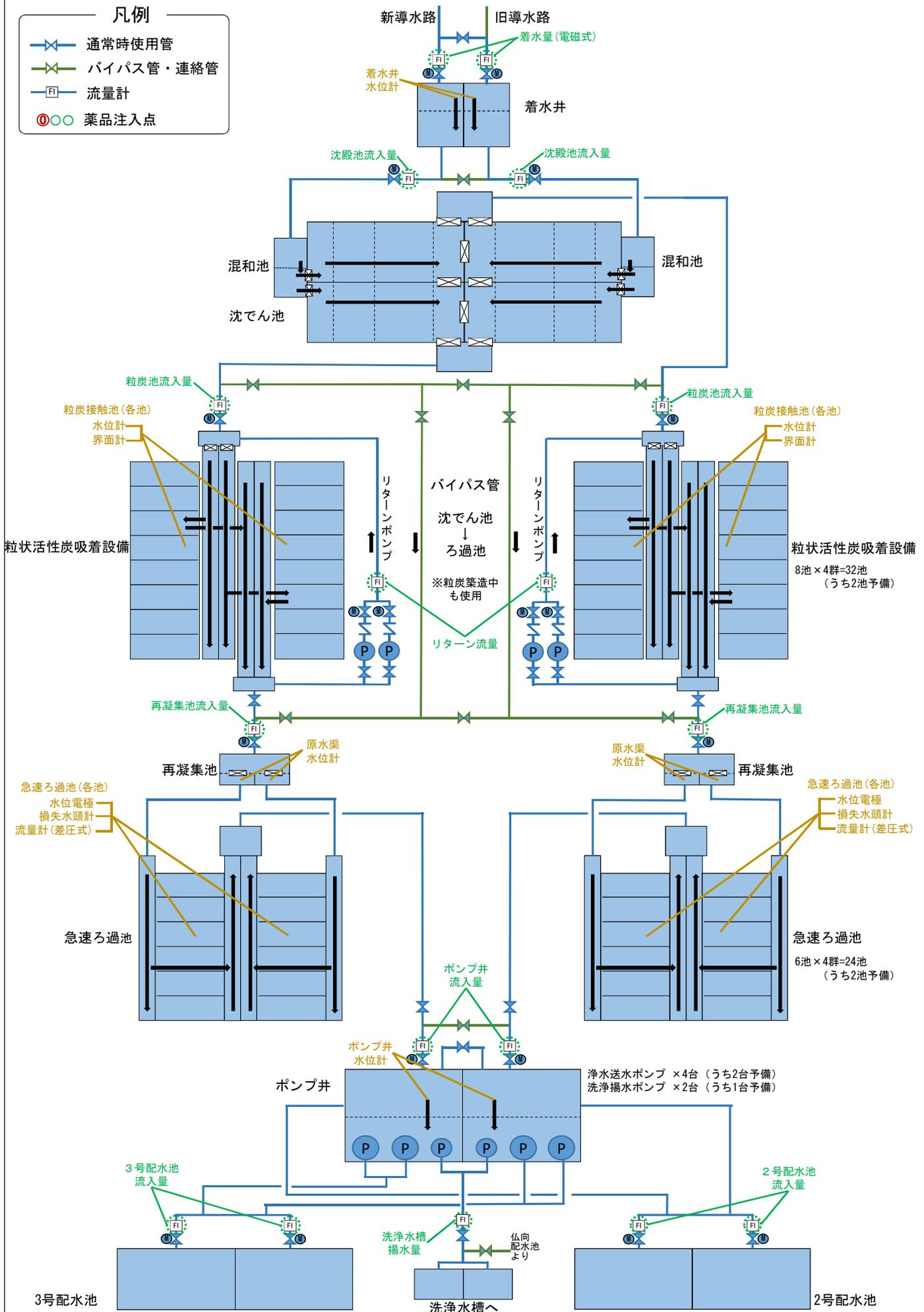
水質計器の設置位置及び採水点【再整備後】 (参考)

対象水	採水点	測定項目	系統・群	設置台数	設置場所	備考
原水	着水井	濁度	2	1	①	系統毎切替、水質変動に応じ薬品注入制御を行うため
		pH	2	1	①	系統毎切替、水質変動に応じ薬品注入制御を行うため
		水温	2	1	①	系統毎切替、水質変動に応じ薬品注入制御を行うため
		自動水質監視装置	2	1	③	系統毎切替
返送水(放流水)	着水井	TN・TP計	—	1	①	排水処理返送時のみ計測(放流水)
原水(薬品注入後)	着水井出口	pH	2	1	①	系統毎切替、水質変動に応じ薬品注入制御を行うため
沈でん処理水	沈でん池出口(集合後)	濁度	2	2	②	系統設置
		pH	2	2	②	系統設置
		水温	2	2	②	系統設置
		溶存酸素	2	2	②	系統設置
		残留塩素	2	2	②	系統設置、有試薬型のため
粒状活性炭吸着設備	粒状活性炭吸着設備出口	濁度	4	4	②	群設置
		pH	4	4	②	群設置
		水温	4	4	②	群設置
		溶存酸素	4	4	②	群設置
ろ過水	ろ過池原水渠	残留塩素	2	2	②	系統設置(群毎切替)、有試薬型のため
		ろ過池出口	微粒子	4	4	④
	濁度		4	4	④	群設置(池毎切替)
	ろ過池浄水渠	濁度(高感度)	2	2	②	系統設置(群毎切替)
		pH	2	2	②	系統設置(群毎切替)
		微粒子	2	2	②	系統設置(群毎切替)
		残留塩素	2	2	②	系統設置(群毎切替)、有試薬型のため
自動水質監視装置		2	1	③	系統毎切替	
浄水	ポンプ井	濁度(高感度)	2	1	②	系統毎切替
		pH	2	1	②	系統毎切替
		残留塩素	2	1	②	系統毎切替、有試薬型のため
	2号配水池	濁度(高感度)	2	1	②	系統毎切替
		残留塩素	2	1	②	系統毎切替、有試薬型のため
	3号配水池	濁度(高感度)	2	1	②	系統毎切替
		残留塩素	2	1	②	系統毎切替、有試薬型のため

※1 自動水質監視装置：魚類による連続自動監視装置

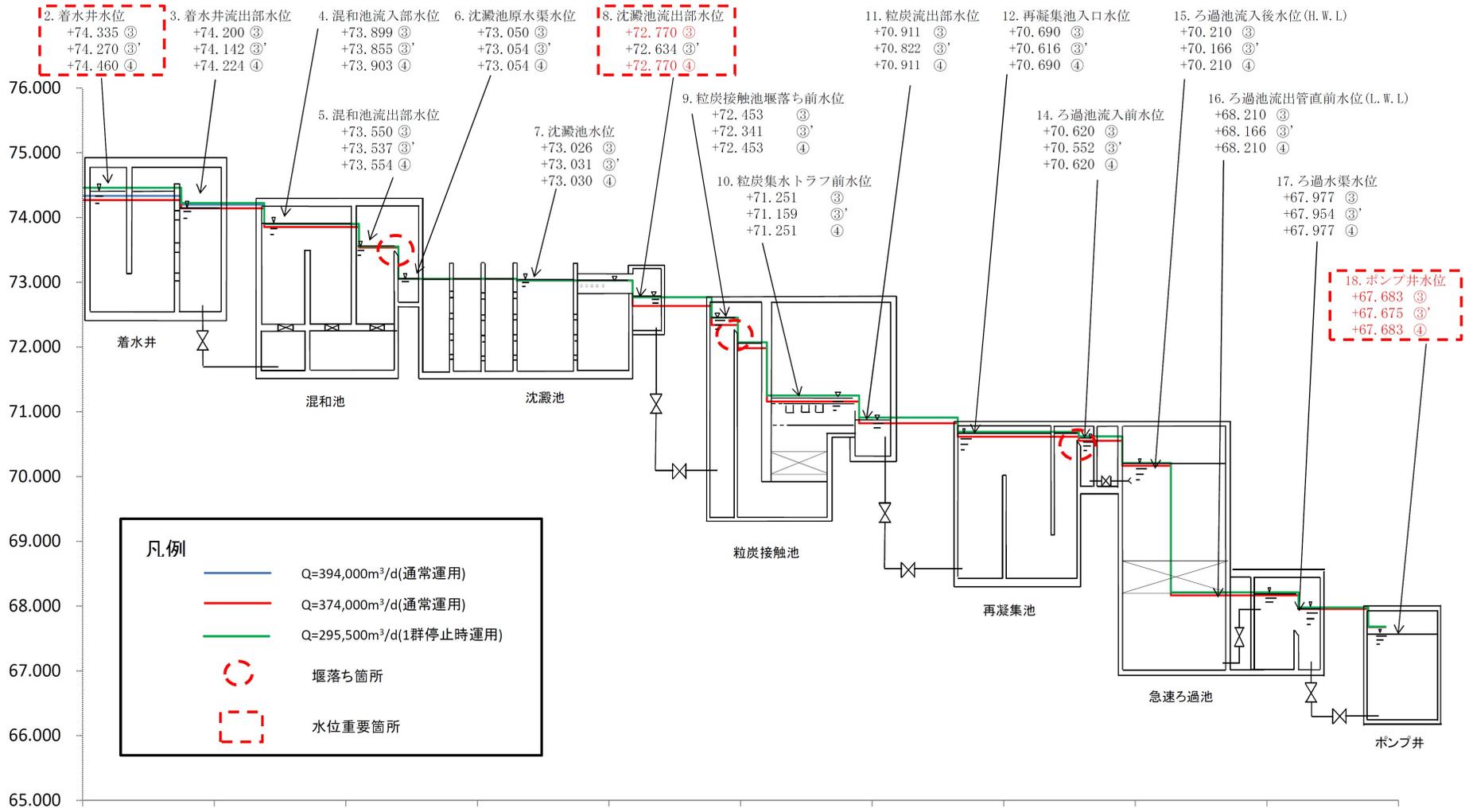
※2 設置場所：①原水水質計器室、②管理棟水質計器室(1F)、③自動水質監視装置室(管理棟B1F)、④ろ過池管廊(現場)

- 凡例
-  通常時使用管
 -  バイパス管・連絡管
 -  流量計
 -  薬品注入点



水位高低差 (参考)

条件 ・沈澱池流出水位は原則固定とし、着水井水位は74.500m以下、ポンプ井水位は67.600m以上とする ※No. 1, No. 13の水位は存在しないため記載しない
 ・混和池は堰落ち+機械攪拌、再凝集池は機械攪拌(1段凝集)のみ



第4号様式(第7条第3項)

横浜市環創管保指令第 46号
令和 2 年 3 月 5 日

排水設備設置義務免除許可書

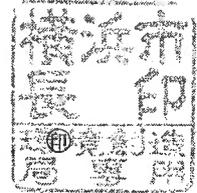
住所 横浜市中区港町1丁目1番地

氏名 横浜市水道事業管理者

水道局長 山隈 隆弘 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 林 文子



令和 2年3月4日に申請のありました排水設備の接続については、次の条件を付けて許可します。

排出場所	横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地 西谷浄水場 NO.1 放流口
放流水の種類	西谷浄水場排水処理施設上澄水、雨水
放流量	6,866 m ³ /日 (平均)
条件	裏面許可条件のとおり

(A4)

許 可 条 件	許 可 期 限	令和2年3月7日から令和5年3月6日まで3年間
	水 質 基 準	水素イオン濃度(pH):5.8以上8.6以下 大腸菌群数:3000個/cm3以内 生物化学的酸素要求量(BOD):計画放流水質* 化学的酸素要求量(COD):25mg/l以内 浮遊物質(SS):40mg/l以内 窒素含有量(T-N):計画放流水質* 磷含有量(T-P):計画放流水質* *本申請は、東京湾流域に該当し、計画放流水質は、次のとおりです。 生物化学的酸素要求量(BOD):15mg/l以内 窒素含有量(T-N):20mg/l以内 磷含有量(T-P):2mg/l以内
	水 質 測 定	1 上記水質基準に定める項目を、月に二度以上測定してください。 2 水質測定を試料は、当該下水の排出口から採取したものであること。 3 水質の試験の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定めるものであること。 4 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業所で、自己以外の事業所又は公的機関により採水および分析が行われたものであること。
	水 質 報 告	1 上記水質測定による計量証明書等の原本と、採水時の写真を、6か月毎にまとめて提出してください。 2 当該下水が水質基準を満たさないことを知ったときは、直ちに公共用水域への排水を停止するとともに、市長に報告しなければなりません。
	公共用水域の利用	放流先の公共用水域の管理者からその公共用水域の利用についてすみやかに許可を受けてください。
	取 消 権	偽りその他不正な手段により免除を受けたとき、免除に係る条件を満たさないことが認められるときは、下水道法第38条の規定に基づき免除を取り消し、もしくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることがあります。このとき、免除を取り消された下水について、再度許可申請を行う際は、許可が取り消された日から起算して1年以上が経過していなければなりません。
	そ の 他	1 市長が必要と認める場合は、立ち入り検査を行います。 2 当該下水について、免除に関する事項を変更したときは、その旨を報告すること。 3 免除の有効期間の満了後引き続き免除を受けようとするときは、許可期限内に、その更新を受けなければなりません。 4 関係法令の改正又はその他の事情により許可条件を変更することがあります。

第2号様式 (第5条第4項)

横浜市環創管保指令第 47号
令和 2 年 3 月 5 日

排水設備接続特例許可書

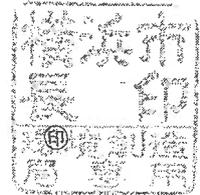
住 所 横浜市中区港町1丁目1番地

氏 名 横浜市水道事業管理者

水道局長 山隈 隆弘 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 林 文子



令和 2年3月4日に申請のありました排水設備の接続については、次の条件を付けて許可します。

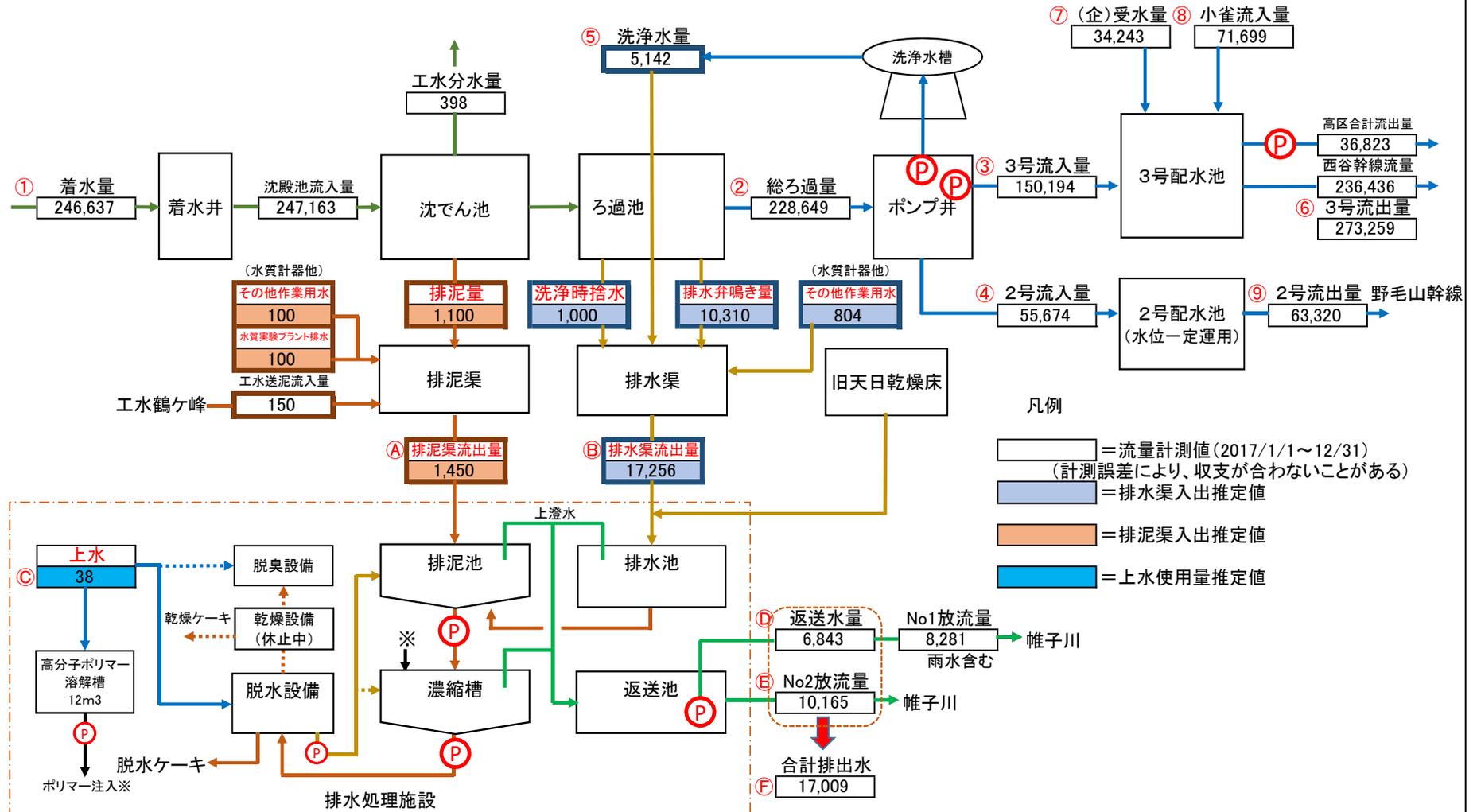
排 出 場 所	横浜市保土ヶ谷区川島町 522 番地 西谷浄水場 NO.2 放流口
放 流 水 の 種 類	西谷浄水場排水処理施設上澄水
放 流 水 量	10,964 m ³ /日 (平均)
条 件	裏面許可条件のとおり

(A4)

許 可 条 件	許 可 期 限	令和2年3月7日から令和5年3月6日まで3年間
	排 水 設 備	1 当該排水設備に他の汚水排水を接続しないでください。 2 当該排水設備は、その排水系統が容易に確認し得る状態を保持してください。
	水 質 基 準	水素イオン濃度(pH):5.8以上8.6以下 大腸菌群数:3000個/cm ³ 以内 生物化学的酸素要求量(BOD):計画放流水質* 化学的酸素要求量(COD):25mg/ℓ以内 浮遊物質(SS):40mg/ℓ以内 窒素含有量(T-N):計画放流水質* リン含有量(T-P):計画放流水質* *本申請は、東京湾流域に該当し、計画放流水質は、次のとおりです。 生物化学的酸素要求量(BOD):15mg/ℓ以内 窒素含有量(T-N):20mg/ℓ以内 リン含有量(T-P):2mg/ℓ以内
	水 質 測 定	1 上記水質基準に定める項目を、月に二度以上測定してください。 2 水質測定の試料は、当該下水の排出口から採取したものであること。 3 水質の試験の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定めるものであること。 4 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業所で、自己以外の事業所又は公的機関により採水および分析が行われたものであること。
件	水 質 報 告	1 上記水質測定による計量証明書の原本と、採水時の写真を、6か月毎にまとめて提出してください。 2 当該下水が水質基準を満たさないことを知ったときは、直ちに雨水管への排水を停止するとともに、市長に報告しなければなりません。
	浸 水 対 策	雨水管の雨水排除機能に影響を与える恐れがある場合は、排水を行わないでください。
取 消 権		偽りその他不正な手段により免除を受けたとき、免除に係る条件を満たさないことが認められるときは、下水道法第38条の規定に基づき免除を取り消し、もしくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることがあります。このとき、免除を取り消された下水について、再度許可申請を行う際は、許可が取り消された日から起算して1年以上が経過していなければなりません。
そ の 他		1 市長が必要と認める場合は、立ち入り検査を行います。 2 当該下水について、免除に関する事項を変更したときは、その旨を報告すること。 3 許可期間の満了後、継続して許可を受けようとするときは、許可満了以前に、継続した期間に対する排水設備接続特例許可を新たに受ける必要があります。 4 関係法令の改正又はその他の事情により許可条件を変更することがあります。

単位：m³/日

現状の水収支フロー図



凡例

- = 流量計測値(2017/1/1~12/31)
(計測誤差により、収支が合わないことがある)
- = 排水渠入出推定値
- = 排泥渠入出推定値
- = 上水使用量推定値

排水処理	
流入量	流出量
18,744	17,009

(A)+(B)+(C) (F)

